

施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの方向性

資料 3

・総合的な評価 「A」順調に進んでいる 「B」概ね順調に進んでいる 「C」あまり順調に進んでいない
 ・成果参考指標 27年度目標値のうち2段書きになっている数字について、上段は再設定した取組目標値、下段の括弧内数字は総合発展計画第2次実施計画の目標値

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所官部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策 I-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援	○経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。	B	○製造品出荷額及び付加価値額については、目標を達成することはできなかったが、増加率は全国平均を上回っている。 ○特に、H25年度から実施している、県内のサプライチェーンを維持強化するために必要な生産設備等の導入と企業の海外展開を支援する緊急対策事業により、県内企業の競争力や収益力は向上していると考えており、引き続き必要な支援を行っていく。 ○浜田港湾振興センター及び浜田港振興会と連携して、積極的なポートセールスや利用環境の向上を図るとともに、ロシアビジネスサポートセンター・デスクを活用し貿易拡大に向けた支援を行うなど、引き続き浜田港の利活用を促進した。	○県内のサプライチェーンを維持しながら県内企業が連携して戦略的に行う設備投資や海外展開などを支援する新たな緊急対策事業を引き続き実施し、県内企業の収益力向上と県内連携（域内循環）の拡大、県内雇用の維持・拡大を図る。 ○厳しい経営環境に対応できるよう、しまね産業振興財団や県産業技術センターを通じて、経営・技術・販売力の強化に向けた取組みを、個社や企業連携グループに対し、継続的、総合的に支援する。 ○特殊鋼産業や鉄鉄物産業など県内ものづくり産業の強みとなる集積産業において、企業が連携して行う成長分野への参入や新技術の習得などを支援する。 ○産学官連携を活用した革新的なイノベーションを創出するため、産学の情報交換を密にし、マッチングやシーズ活用する機会を増やしていく。 ○貿易支援機関が連携し、平成23年2月に策定した「島根県における今後の貿易振興のあり方に関する検討報告書」に基づき、対象国・地域や品目毎の取組みの重点化を図るとともに、「島根県輸出拡大支援プロジェクト」(H26～)の着実な実施により、県内事業者の自立的取組みを支援する。	県内製造業の年間付加価値額	億円	3,920	3,371	4,060	商工労働部長
					製造業の従業員1人当たり年間付加価値額	万円	911	860	943	
施策 I-1-2 ソフト系IT産業の振興	○多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系IT技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系IT企業の事業拡大を目指します。	B	○対前年で従業者数36人増、売上高37.2億円増となり、概ね順調に伸びている。 ○売上高の伸びを従業者数の増加に繋げていくためには、付加価値の高い業務の拡大が不可欠であるため、引き続き、より専門性の高い人材の育成・確保や自社固有の新商品・新サービスの開発に取り組む必要がある。	○急務となっている、即戦力IT人材の確保に引き続き取り組むとともに、各企業が自社固有の商品・サービスを構築する等、新たな市場獲得・拡大への取組みが進むよう以下の支援を継続して行う。 ・自社固有の技術・商品の開発及び新たな市場獲得を支援 ・サービスを実際に提供する事業者と一体(パートナー)となって、新たな市場獲得を目指す取組みや、今後の市場展望を意識した技術習得等を支援 ・首都圏等からのUターンを促進。また、県内の高校、専門学校等へのIT企業の技術者を講師として派遣し若手人材の育成を支援	ソフト系IT産業の従業者数	人	1,222	1,163	1,260	商工労働部長
					ソフト系IT産業の年間売上高	億円	185	215.6	190	
施策 I-1-3 新産業・新事業の創出	○県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。	B	○先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の3年目を迎えており、共同研究契約、技術移転が見込めるプロジェクトも増え、具体的な事業化に向けた動きが加速してきた。 ○新産業創出プロジェクトでは、事業化件数は目標を達成しているが、事業化一歩手前のものがあり、さらに成果を生み出すことが期待できる。 ○技術革新支援総合助成事業は、販売に結び付いた案件を増やすことができたが、事業化に至っていないものもある。	○先端技術イノベーションプロジェクトは、市場動向を見極め、開発技術の評価・検証をしながら、企業との共同研究開発を推進する。さらに、実用化に向け、連携企業に対する開発提案や技術支援をさらに進め、早期事業化を目指す。 ○新産業創出プロジェクトについては、研究成果を用いた事業化をさらに進展させるため、引き続き、製品の実証支援や販路支援などフォローアップを行う。 ○中小企業にとってリスクの高い研究開発・新製品開発への意欲的なチャレンジを促すため、関係機関と連携し、技術革新支援総合助成事業案件の掘り起こしを行う。 ○技術革新支援総合助成事業のうち、革新型研究開発助成事業については、助成期間を2年としたメリットを活かし、企業の中長期的な研究開発を要する戦略的な新製品・新技術への取組みを引き続き支援し、また、企業間連携(グループ化)を促していく。 ○新産業創出の新たな分野として、「ヘルスケアビジネス」の創出を目指し、関係分野の事業者の意識醸成と、多様な分野と連携した、地域資源を活用した先進的な取組みを推進していく。	県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数(累計)	件	90	108	118 (100)	商工労働部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-1-4 企業誘致の推進	○県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。	B	○H26年度の増加従業員数は423人と目標を下回ったが、県外新規及び県内増設の立地計画認定企業数は25件で、平成4年度以降で最高の件数となっている。 ○企業立地セミナー（大阪）でのPRや、企業誘致専門員による積極的な誘致活動等が、県外からの新規立地に繋がっている。 ○一方、インフラ等の原因により分譲率が低迷している工業団地があり、効果的な対策が必要。	○現行の企業誘致優遇制度の検証を行いながら、他県との競争力のある企業にとってより魅力のある制度への変更を検討し、新規立地の可能性を高めていく。 ○県内企業の設備投資や生産拠点化のタイミングを的確に把握するため、引き続ききめ細やかなフォローを行っていく。 ○企業が求めている人材を確保できるように、必要に応じて、国、県、市町村、関係経済団体等が連携し、事実ごとに実効性のある対応を行う。 ○人口減少対策として重要な離島、中山間地域への企業誘致を進めるため、助成金の加算制度や立地環境などの情報を市町村とともに積極的に発信していく。 ○工業団地の魅力向上に関しては、企業からの要望や費用対効果を勘案し、できるものから速やかに対応する。	誘致企業の新規雇用者計画数（4年間の累計）	人	1,500	947	2,000	商工労働部長
施策1-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	○農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。	B	【農業】有機農業の取組面積は着実に拡大。米の優良品種「つや姫」は米価下落や一等米比率の低迷等によりH27年産米の作付面積は横ばい。園芸ではリースハウスや空きハウスの活用、アジサイ等の新品種の普及が進みつつある。畜産では和牛の枝肉上物率が向上。一方で繁殖農家戸数・頭数の減少が続く。 【林業】県産原木の自給率は向上。木質バイオマス発電の開始に伴い林地残材の利用も見込まれるため、事業体に主伐による原木増産への積極的姿勢が見られる。 【水産業】漁業年間生産額は向上。浜田地域の沖合底びき網漁業では構造改革が進んでいる。宍道湖のシジミは資源回復対策を継続中。 【共通】美味しまね認証数は増加しており、一部の産地では団体認証など新たな動きも見られた。	【農業】有機農業については、集落営農組織への技術普及や市町村単位での推進体制づくりを進めるとともに、JAや食育関係者と連携して販路開拓や消費者理解を推進する。米については、平成30年からの生産調整廃止を見据え、レベルアップした島根米が産地間競争に勝ち残れるよう、「売れる米づくり」に向けた販売対策をより一層強化する。園芸については、JAの農業戦略とタイアップして、リースハウスの導入による面的拡大や、中心的な経営体による作業受委託の推進、低コスト・省力化技術等の開発など、儲かる産地づくりを推進する。畜産については、新たな担い手の確保、放牧などによる低コスト生産の推進や、分業化を進めるための共同子牛育成施設の整備等生産基盤の強化を進めるとともに、引き続き優良な種雄牛の作出等に取り組む。 【林業】川上・川下の事業体による原木安定需給協定の締結などを進めるとともに、高性能林業機械や作業道、高付加価値加工施設などの整備、林業機械のオペレーターなどの人材育成、県外販路の開拓を引き続き推進する。 【水産業】国事業を活用した基幹漁業の構造改革の取組みへの支援を継続するとともに、水産技術センターで消費者ニーズや産地の動向等を踏まえた高品質化のための技術開発を行い、JFしまねや加工業者と連携して本県産水産物を利用した商品開発を進める。また、宍道湖のシジミについては、漁業者、国、市、大学、NPO等と連携して、調査研究、環境改善、資源管理等の取組みを推進する。 【共通】美味しまね認証については、集落営農等モデル的な経営体に対する認証取得の促進や、消費者・流通業者に対する制度周知の手法の改善など、効果的な実施に努める。	有機農業の年間取組面積	ha	355 (300)	354	361 (310)	農林水産部長
				県産原木自給率	%	33	33	35		
				漁業年間生産額	億円	215	215	220		
				美味しまね認証件数（累計）	件	72	62	80		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-2-2 県産品の販路開 拓・拡大の支援	○消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。	A	○消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすための研修事業の積極的な実施や、島根フェア等を通じたパートナー店への商品の定番化に向けた働きかけ、全国規模の展示・商談会への出展支援などにより、県産品の多様な流通・販売チャネルの開拓や販路拡大が順調に進んでいる。	○食品産業が抱える諸課題を入口（商品づくり）から出口（販路拡大・情報発信）までのプロセスに応じて総合的に支援することにより、個々の企業の競争力を高め、収益の増加や経営の安定化、さらに県内食品産業の底上げを図る。 ○商品力強化のためのニーズ把握、研修事業の実施及びにほんばし島根館における販売データや消費者の評価を事業者へフィードバックする機能の充実を図る。 ○バイヤー招致など仕入担当者等とのマッチングの強化及び多様な販路開拓を支援する。 ○島根フェアは、県産品の販売状況等を勘案した開催店舗の絞込や、常時販売に効果的な開催方法等の検討を進める。 ○農林水産品における生産側と実需者との連携強化を進める。 ○食の総合ポータルサイトによる情報発信、観光事業者と生産者の交流促進、各圏域などで生産者と実需者を結びつける仕組み作りの支援、生産・流通体制の整備、給食施設等への県産品供給に有効な手法の検討を行う。 ○貿易支援機関（しまね産業振興財団、JETRO松江貿易情報センター、浜田港振興会）との連携をさらに強化するとともに、海外市場での販路開拓・拡大が見込める品目及び対象国・地域を選定し、輸出振興に向けた重点的な取組みを実行する「島根県輸出拡大支援プロジェクト」（H26～）とリンクした事業展開を図る。	県外の県産品取扱い事業者（しまね県産品販売パートナー店）数（累計）	事業所	43 (38)	43	43 (38)	商工労働部長
					にほんばし島根館の年間販売額	百万円	360	425	360	
					県内企業の貿易実績企業数（累計）	事業所	179	183	185 (180)	
					しまね故郷料理店認定数（累計）	事業所	196 (179)	202	207 (180)	
施策1-2-3 農林水産業の担 い手の確保・育 成	○新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。	B	【農業】新規就農者数は、H24年度からの総合的な取組みにより順調に増加し、国の所得安定対策の対象となる認定農業者・認定農業法人も増加。特定農業法人・特定農業団体数は増加しているが増加率は鈍化。 【林業】技術研修、就業促進資金の貸付けなど、きめ細かな対応により新規就業者数は目標を上回った。林業労働力確保支援センターによる相談件数は、引き続き100件を超え、概ね順調な状況。 【漁業】漁業就業者確保育成センターや個別事業体による積極的なリクルート活動、研修の実施や経営支援により、雇用型を中心とした新規就業者の確保は順調。また、水産高校との連携により卒業生の地元水産企業への就職も進みつつある。しかし、高齢化が著しい沿岸の自営漁業への就業は依然として少ない。	【農業】自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた取組みに加え、経営力やマネージメント能力の養成を行う「しまねアグリビジネス実践スクール」の実施などにより、新規就農者の育成、定着を支援する。認定農業者については、市町村・JA・県機関で構成する「地域農業再生協議会」と連携し、青色申告のための研修や法人設立に向けた研修、アドバイザーの派遣などの取組みを強化していく。集落営農については、新規設立やサポート経営体の育成を図るとともに、新たに、農業経営と農外収入を組み合わせた「小さな集落営農＝集落営農版半農半X」の設立に向け、「地域農業再生協議会」との意見交換や普及組織のワーキング等を活用して支援策を検討していく。農林大学校については、就職ガイダンス等の実施により、地域との連携を強化し、就農の円滑化を図る。 【林業】林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や円滑な就業のための事前体験・講習の拡充、「緑の雇用事業」などの活用による財政的な支援に引き続き取り組むとともに、雇用先となる事業体に対して就労条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を行う。また、事業体の経営安定化に向けた取組みを促進し、就業者には、高性能林業機械の操作等のより高度な知識・技術の習得に向けた支援を行う。 【漁業】新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施し、雇用型については、基幹漁業の構造改革を通じて経営の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じて「もうかる漁業」を目指す。また、県内水産高校からの就業については、高校側と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。	農林水産業新規就業者数（4年間の累計）	人	750	785	1,000	農林水産部長
				認定農業法人数	法人	335	335	350		
				特定農業法人・特定農業団体数	組織	200	181	210		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	○県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。	B	<p>○県内各地域では、市町村や観光協会、民間団体などによって、神話や神社、万葉、石見神楽など特色ある地域資源を活用した観光地づくりが進むとともに、まち歩きガイドツアーが定着するなど観光客受入の体制の向上につながった。</p> <p>○「神々の国しまね」プロジェクトの効果を継承し、県民の郷土に対する誇りと自信が醸成されるとともに、観光客へのおもてなしの機運が向上した。</p> <p>○観光入込客数はH25年に比べて減少しており、継続して魅力ある観光地づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>○地域が主体となった観光地づくりがさらに進展するように、島根ならではの観光資源を観光客が体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが実施する商品づくりや総合的な観光地づくりへの取組みを継続的に支援していく。また、観光協会や観光事業者など地域の観光を担う官民の人材育成を強化していく。</p> <p>○石見地域や隠岐地域への観光誘客を進めるために、隠岐世界ジオパークを契機とした誘客や、食をはじめ様々な観光サービスの向上、石見神楽や温泉など地域資源を活用した魅力づくりなど、個人客の満足度を向上させ、リピーターとして繰り返し来訪していただける取組みを強化していく。</p> <p>○縮小する市場に対応するため、観光事業者などが取り組む新たな分野へのチャレンジに対し支援していく。</p>	観光入込客年間延べ数	千人	29,300	33,207	30,000	商工労働部長
					宿泊客年間延べ数	千人	3,500	3,688	3,700	
					年間観光消費額	億円	1,320	1,367	1,400	
					着地型旅行年間商品数	件	132	127	140	
施策I-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	○「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。	A	<p>○H26年度は、出雲大社の大遷宮効果の継続により、引き続き多くの観光客が島根を訪れた。</p> <p>○出雲大社の大遷宮を契機に「島根」の認知度が大いに高まり、「ご縁」や「神々」といった島根ならではのイメージが定着した。</p>	<p>○「ご縁」や「神々の国」といった島根のイメージを様々なメディアを通じて力強く情報発信するとともに、ご縁に関心の高い若い世代だけでなく、シニア層に向けた情報発信や誘客策を推進していく。</p> <p>○首都圏や関西、四国、九州など大都市圏からの誘客や海外からの誘客に向け、縁結びの地、石見神楽、温泉、世界ジオパークなど、その地域でしか味わえない本物の魅力を積極的に情報発信し、全県への観光誘客につなげていく。</p> <p>○外国人旅行者誘致に向けたプロモーション活動を積極的に行うとともに、団体向け旅行商品の充実、個人旅行者向け情報発信の強化などに取り組んでいく。</p>	観光入込客年間延べ数	千人	29,300	33,207	30,000	商工労働部長
					しまね観光ナビゲーション(国内外版)トップページの年間アクセス件数	アクセス	948,700	996,101	1,000,000	
施策I-4-1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	○地域固有の資源を活用した新たな取組みや、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し中小企業の活性化を目指します。	A	<p>○商工団体等の支援機関が計画策定支援やその後のフォローアップに積極的に取り組んだことにより、地域資源を活かした取組み(H26年度事業化件数6件)や経営革新計画の承認(年間承認件数38件)については、順調に進んでいる。</p> <p>○伝統工芸品については、展示商談会への精力的な出展やにほんばし島根館での工芸展等の開催、既存技術をベースに新たな商品開発・改良に向けた研修事業の実施を通じた特色ある商品づくりの支援により年間販売額が増加している。</p>	<p>○地域資源を活かした新商品等に取り組む企業や経営革新計画を承認した企業に対して、テーマに応じた専門家の派遣や商工団体等の支援機関を中心に、きめ細かなフォローアップを継続して実施するとともに、新規案件の掘り起こしのため、企業情報の収集、計画作成支援を継続実施する。</p> <p>○これまでの島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会への委託による自主販売の支援を継続するとともに、全国規模の商談会等への参加を促し、事業者自らが販路開拓力をつけることを支援する。また、魅力ある産業として情報発信を行い認知度の向上を図り、後継者育成を目指す。</p> <p>○島根県内にはユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙など、魅力的な工芸品が多数存在し、工房も各地に存在することから観光振興にもつなげていけるよう支援する。</p>	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数(累計)	件	46 (28)	49	52 (30)	商工労働部長
					経営革新計画の年間承認件数	件	30	38	30	
					島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	万円	6,000	6,615	6,000	
施策I-4-2 経営安定化の支援	○中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。	B	<p>○中小企業の資金調達環境が多様化した中、指標中の多くを占める創業関係の県制度融資の利用が減少(106件→62件)したことから、成果参考指標は目標を下回った。</p> <p>○引き続き、商工団体等の支援機関が相談対応を強化した結果、経営改善に取り組んだ事業所数は増加(40件→57件)している。</p> <p>○また、「中小企業支援計画」の重点目標としている経営計画新規策定事業者数は、目標の500件に対し816件の実績となっており、概ね順調に進んでいる。</p>	<p>○県内企業の状況変化を的確に把握するとともに、『中小企業支援計画』で定めた3つの柱「①中核的企業の育成」「②起業・創業の促進及び事業承継円滑化」「③セーフティネットの強化」の実現に向け、商工団体等の各支援機関が丸となり支援を行う。</p> <p>○具体的には、①各企業の課題に対応した専門家派遣、経営革新計画の策定支援とその実行支援、②創業計画の策定支援・創業後のフォローアップ、円滑な事業承継に向けた支援、③資金需要に応じた制度見直し、企業再生に向けた個別の経営支援に取り組む。</p> <p>○商工団体の経営指導員等については、指導員研修や専門家派遣への同行、OJT等により、資質向上に引き続き取り組む。</p>	県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	事業所	200	119	200	商工労働部長
					商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	35,350	38,395	35,700	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務 所管 部局 長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-4-3 商業の振興	○地域が主体となって行う商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。	B	○中心市街地で空店舗対策等に取り組んだ事業者は55件、中山間地域で空店舗対策や移動販売車整備等に取り組んだ事業者は52件となり、目標を上回った。 ○一方、事業者数や年間販売額の減少は続いており、引き続き市町村と連携し、支援を行っていく必要がある。	○商店街や個店の魅力向上のため、商工団体による事業実施先のフォローアップや各課題に対応した専門家派遣を行う。 ○空店舗活用や国の補助制度を活用し、新規創業や事業継承の促進を支援するとともに、地元市町村や商工団体と連携を強め、県においても他部（地域振興部・健康福祉部等）と連携した取組みを継続する。 ○商店街や個店のリーダー育成のため、研修会の開催、商工団体の経営指導員や専門家による現場改善支援等を行う。	中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の年間数	件	42	55	55 (42)	商工労働部長
中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の年間数	件	17	52	48 (17)						
施策1-5-1 産業人材の育成	○新規学卒者、若年者や離転職者、在職者等に対し、多様な職業能力開発の機会を設け、職業能力の向上を支援し、これからの地域産業を担う人材の育成を目指します。	B	○産業人材の育成に関する諸施策が順調に実施できており、職業訓練を終了した若年者の就職率、離転職者の就職率ともに順調に推移している。 ○県教育委員会やふるさと島根定住財団、ポリテクカレッジ、職業能力開発協会など関係機関との連携を更に密にして、産業人材の育成に取り組んでいる。 ○地域産学官連携組織構築については、組織の構築ではなく既存の組織を活用する方向で進んだが、基盤は脆弱であり活動状況が十分でないところも多いため、地域の実情に応じた支援を行っていく。	○産学官連携による産業人材育成の取組みについては、引き続き産業人材育成コーディネーターがモデル事業の提案等を通じて気運の醸成や体制づくりの支援を行う。 ○成果参考指標の就職率を向上させるため、求人ニーズに沿った職業訓練の実施、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等の実施、巡回就職支援指導員等によるサポートなど、就職に結びつくよう取り組む。 また、「建設人材育成コース」や「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」を創設するなど、訓練内容の充実を図る。 ○産学官連携組織の構築に替え、既存の組織等を活用した各地域で既に行われている特色のある人材育成の取組みを活かしながら、産学官の連携が進むよう地域の実情に応じた支援を行っていく。 ○職業能力開発協会が、H25年度から国の委託を受けて若年技術者人材育成支援事業に取り組んでおり、県も協会と連携しながら教育機関や企業等に働きかけ、若年技術者の技能検定の受検者数の増加に結びつくように取り組む。	産学官連携組織構築市町村数（累計）	市	7	7	8	商工労働部長
県の支援による職業訓練を修了した若年者の就職率	%	90.0	97.6	90.0						
県の支援による職業訓練を修了した離転職者の就職率	%	73.0	76.7	73.0						
ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数	人	260	328	260						
施策1-5-2 雇用・就業の促進	○若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。	B	○県内の雇用情勢は、緩やかに回復しており、H26年度平均の有効求人倍率は1.17倍となった。（H25年度平均1.11倍） ○商工団体・個別企業に対する求人要請活動や緊急雇用創出事業の活用による雇用の場の創出等により、一定程度の就業機会が確保された。 ○一方、大学、短大卒の人員が充足できていない生活関連サービス業、宿泊業、飲食サービス業等の業種もあることから、県内就職に向けたマッチングの強化が必要である。	○県内企業を訪問し、高校生などの採用や早期求人計画の樹立を要請するとともに、企業の求める人材ニーズを把握し、教育現場、求職者に情報提供を行う。また、必要に応じて、学校、ハローワークと連携し、内定に向けた生徒とのマン・ツー・マンの個別支援を行う。 ○県内企業の求人情報や企業の魅力などの情報を学生等に伝えるために「ジョブカフェしまね」の学生登録を推進し、企業ガイダンス、企業見学、インターンシップなど、企業と学生の効果的な出会いの場を数多く創るとともに、企業の採用力を向上させるためのセミナーを行うなど、企業の人材確保の取組みに力を入れていく。 ○経営者セミナーの開催や企業への専門家派遣事業を推進し、より魅力ある雇用の場の確保に引き続き取り組んでいく。	県内企業の採用計画人員の充足率	%	100.0	97.2	100.0	商工労働部長
高校生の県内就職率	%	78.0	78.2	80.0						
ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数	人	1,350	1,724	1,400						
施策1-5-3 就業環境の整備	○県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。	B	○労働相談は、ホームページの見直しなど広報を充実することにより、相談件数の増加に取り組んでいるが、横ばいである。 ○職場環境を改善する中小企業労働施策アドバイザーの利用件数は増加傾向にある。 ○ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運醸成に向け、関係機関が連携して各種取組みを行ってきたことにより、一定の雇用環境の改善が図られたものと考えられるが、まだ十分とは言いがたいため、今後も地道で継続的な取組みが必要である。	○労働条件の改善に向け、中小企業労働施策アドバイザーの派遣を行うとともに、労働局などの関係機関と連携し、労働関係法等の普及・啓発、労使からの相談体制の充実、情報提供などに引き続き取り組む。 ○中小企業勤労者の福利厚生に寄与している「勤労者共済会」の自立化を図るために、広報活動や市町村・商工会等への訪問活動等会員加入促進活動に引き続き力を入れていく。 ○ワーク・ライフ・バランス推進の一層の気運醸成を図るために、関係団体との連携を継続し、情報共有・施策調整を行いながら、実効性のある取組みを推進する。	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	%	12.6	12.3	13.0	商工労働部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策I-5-4 U・Iターンの促進	○U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介、半農半Xによる就業支援等により、定住の促進を目指します。	B	○産業体験定着者数及び無料職業紹介による就職決定者数については、各種定住施策にきめ細やかに取り組み、着実に推進したため、目標を超える実績となった。 ○半農半X実践者数については、着実に実績を積み重ねているが目標数には達しなかった。 ○全体としては、概ね目標達成に向け順調に進んでいると評価する。	○U・Iターンを取り巻く社会経済情勢の変化や地域間競争の激化を踏まえ、都会地における積極的な情報の発信、多様なニーズに対応した支援メニューの構築、受け入れから定住後のフォローまでをワンストップで行う体制整備など、施策を一層充実させていく。 ○特に雇用に着目した体制整備を充実することとしており、質・量ともに働く場の充実を図り、U・Iターン希望者が真に必要としている情報の提供を行っていく。 ○その中で、ふるさと島根定住財団、市町村、地域等とともに一層の連携強化を進めてゆく。	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	45 (35)	53	45 (35)	地域振興部長
					U・Iターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	人	110 (75)	181	140 (75)	
					半農半XによるU・Iターン年間実践者数	人	10	8	10	
施策I-6-1 高速道路網の整備	○高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。	A	○高速道路整備 ・県は用地取得や文化財調査において国を支援し、供用率は最終年度の目標値に達している。 ○高速道路ICへのアクセス道路整備 ・重点的に進めているため、予算を最優先で配分しており最終年度の目標値を上回っている。	(高速道路整備) ○山陰道整備 ・事業中区間は、円滑な事業進捗を踏めるため国と工程会議を行い、用地取得を始めとした全体工程等調整を図る。 ・用地取得は国に体制強化を求めつつ県・地元市の支援を継続。文化財調査は地元市の応援を要請。 ・福光～浅利間は今秋の都市計画決定のため、各種事前調整を行い確実な手続き完了に努める。 ・益田～萩間は新規事業化に向け益田市や山口県側と連携し、国に強く働きかけていく。 ・1日も早い全線開通に向けた戦略的な広報・要望活動として、国に対して沿線自治体や経済団体、県民と一緒に移動時間の短縮による生産性の向上などの整備効果を訴えていく。 ○開通後の課題 ・西部の高速道路については、NEXCO西日本、地元、県(商工・土木・西部県民C)で連携して料金割引企画を展開する。 ・予定されている消費税アップを踏まえ、NEXCO西日本、国に料金施策の検討を求める。	高速道路供用率	%	70	70	70	土木部長
					高速道路ICへの30分到達圏面積の割合	%	58.0	58.4	58.0	
施策I-6-2 航空路線の維持・充実	○航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。	B	○県、地元自治体、各空港利用促進協議会が連携した利用促進の取組み、出雲大社の大遷宮の効果や観光キャンペーンによる観光客の増加等に伴い、近年の県内3空港の利用者数は、増加傾向が続いている。 ○路線としては、出雲名古屋線が平成27年3月29日から、出雲札幌線がH26年度から8月の季節運航として、再開した。 ○萩・石見空港の東京線は、平成26年3月30日から昼、夕の2便化により、利便性が高まったことで、H26年度の利用者数は、前年比の約1.5倍と大きく増加したが、H26年度の目標値(利用者数12万人、利用率60%)は達成できなかったため、更なる利用者増に向けて県、地元の取組みの強化が必要。	○出雲大社の大遷宮効果の継続などにより、県内3空港の利用者は順調に増加したが、観光部局や地元自治体、各空港の利用促進協議会と連携して、引き続き首都圏・関西など大都市圏からの観光客の誘致促進をはじめ、地元利用の増加などに取り組み、各路線の維持・充実に取り組んでいく。 〔出雲縁結び空港〕東京線：中型機の増便または6便化、大阪線：利便性の向上(ナイトステイの復活) 〔萩・石見空港〕東京線のH28年度以降の2便化運航の継続、大阪線の定期運航の再開 〔隠岐世界ジオパーク空港〕東京直行便の開設 ○特に、萩・石見空港東京線は、国の羽田発着枠政策コンテストで採択され、2便に増便されたものであり、政策コンテストの動向を注視しながら、H28年度以降の2便化継続に向けて、利用実績の更なる上積みを図るなど利用促進の取組を地域と連携して進めていく。 ○航空会社に対して、航空運賃の低廉化や県内航空路線の充実を粘り強く働きかけていく。 ○羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分や地方の航空路線維持・拡充に対する支援制度の創設等について、国に要望していく。	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	77.0 (70.0)	78.5	80.0 (70.0)	地域振興部長
					萩・石見空港の年間乗降客数	万人	12.5 (7.0)	11.4	13.0 (7.0)	
					隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	5.1	5.1	5.1	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)	
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値		
施策Ⅰ－6－3 空港・港湾の維持・整備	○物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。	B	○日々の空港維持管理に努めた結果、維持管理・空港設備の不備による欠航はなく航空機の安全な運航を確保できた。	○空港機能を保持するため、計画的な補修・整備・修繕を行う。特に出雲空港の滑走路・エプロン・誘導路について、劣化状況の調査、設計等を行い、改良工事を実施する。 ○老朽化が進んだ除雪車両、消化救難車両等を逐次更新し、適切な空港管理体制を維持する。 ○限られた予算を有効に活用した港湾整備を行うため、コスト縮減を図りつつ、重要箇所を重点的に整備する。 ○今後、残されている護岸、水域施設、道路等の維持管理計画の策定を進め、全港湾の計画策定をH29年度までに終える。	物流拠点港の岸壁の整備率	%	97.4 (93.9)	96.2	97.9 (94.1)	土木部長	
			○松江港の老朽化した岸壁の改良工事の一部が完成。 ○浜田港の防波堤整備により航路泊地の静穏度が向上しつつある。 ○河下港では、漁業補償契約を締結し防波堤海上工事に着手したものの、国の予算配分が十分でなく目標整備率まで至っていない。		物流拠点港の防波堤の整備率	%	69.7	64.2	79.4		
施策Ⅱ－1－1 危機管理体制の充実・強化	○自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症などのいつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。	A	○今後、発生が予想される北朝鮮による危機管理事案については、個別の連絡体制をとっている。また、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生に対応する体制は整えられている。 ○適切な医療の確保に向けて、県医師会、郡市医師会、医療機関と定期的な情報交換会等を開催するなど、医療関係機関の理解と協力のもとに進めている。	○想定される事案に対して平素から情報収集に努める。 ○発生した事案への対応や各種訓練等における検証を通じて、対応マニュアルの整備、見直しに努める。 ○各種訓練等を通じて、庁内各局・市町村・関係機関等と役割分担や情報伝達等を確認し、連携強化に努める。 ○訓練等により、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図る。 ○引き続き、医師会、医療機関、医療関係団体等の医療体制を維持していく必要がある。	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。	○発生が想定される危機管理事案については、平素から情報収集に努めた。また、発生時の行動マニュアル等も整備している。 ○北朝鮮による事案(ミサイル)については、情報伝達体制を整え事案に備えた。 ○入院が必要な感染症患者に適切な医療を提供するため、医療機関に対し病床運営費を補助し、感染症病床を適正に確保・運営した。 ○新型インフルエンザの入院協力医療機関に対する空床補償費を確保した。	防災部長				
施策Ⅱ－1－2 消防防災対策の推進	○防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。	B	○防災安全講演会及び防災リーダー研修会等を開催し、地域防災力の向上を図った。 ○土砂災害防止に関する警戒避難体制の整備や県民の防災意識向上を図るため、啓発活動を繰り返し実施した。 ○被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、登録者の技能維持及び新規判定士の養成を図った。 ○公共建築物は耐震改修の進展が見られるが、民間住宅の耐震化は進んでいない。 ○災害時の福祉救済体制整備に向けた広域支援ネットワークが、関係機関等の合意により、平成27年9月に設置できた。 ○災害時医療救護実施要綱の策定や災害拠点病院の役割を補完する災害協力病院を新たに指定し、体制整備を図った。さらに県医師会等と災害時医療救護協定を締結し連携体制の強化を図った。	○地域の防災力を強化するため、市町村等と協力し、地域住民の防災意識の向上、地域防災リーダーの育成等に取り組みとともに、国の防災基本計画の改定を受けて、県地域防災計画を見直す。 ○広域的大規模災害に備え、中国5県・中四国9県との広域相互支援体制を整備する。 ○市町村や消防本部、県消防協会と連携し、消防団員を地域で支援する仕組みを作っていく等により、消防団の充実強化を図っていく。 ○土砂災害防止の啓発については、引き続き県及び市町村広報誌やホームページ、自治会等への防災学習会による広報・啓発を繰り返し行う。 ○指定方針案を関係市へ提示しているが、これに基づき市の全域一括の指定だけでなく、指定を急ぐべき区域などから区域単位での指定も検討する。 ○土砂災害特別警戒区域の指定について、基礎調査結果の住民説明会や市町村との協議を重ね指定について理解を求めて行く。 ○県西部での被災宅地危険度判定士養成講習会の開催及び被災宅地危険度判定士不在町村に対する講習会参加の呼びかけを行うとともに、市町村担当者会議の開催を検討し、体制整備に努めていく。 ○地震と耐震化の理解を深めるための市町村や建築関係団体との協力による周知方法の検討、耐震診断・改修の補助制度の利用者を増やす取組みを強化していく。 ○災害時の福祉救済体制整備について、市町村や関係機関・団体の連携により広域支援ネットワークの取組みを強化していく。 ○県災害時医療救護実施要綱に基づき、災害活動マニュアルの見直しを進め、訓練等を通じ検証していく必要がある。また、DMAT相互の連携を図るため、現場活動を要綱や施策に盛り込む仕組みが必要である。	広域的大規模災害や津波災害に対応できるような県地域防災計画(震災編)の見直しを行う。 ○県地域防災計画(風水害等対策編、震災編)については、今後、災害対策基本法や国の防災基本計画の修正があれば見直しを行う。	公共建築物の耐震化率	%	91.5	85.0	95.0	防災部長
土砂災害警戒区域等の指定箇所数	箇所	34,000	33,037	35,000							
土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者数	人	延べ 15,300 (10,400)	延べ 16,707	延べ 17,000 (12,000)							

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)	
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値		
施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化	○原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。	B	○数値目標、定性目標ともに達成しているが、緊急時モニタリングや避難退域時検査(スクリーニング)体制の整備、輸送手段の確保や避難行動要支援避難の仕組み作り等、継続して放射線監視体制や県地域防災計画・避難計画等の充実に取り組む必要がある。	○島根原発1号機の廃止措置計画認可申請について、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。	モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。	固定局モニタリングポスト3局舎や環境放射線情報システムを改修するとともに、簡易型モニタリングポスト15基を設置した。また、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。					防災部長
			○原子力災害における防護対策実施地区の拡大に伴い拡大した被ばく医療機関へ安定ヨウ素剤を配備し、体制を整備した。	○2号機については、引き続き原子力規制委員会の審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努める。審査終了後は、原子力規制委員会から審査結果の説明を受け、安全協定に基づく最終的な事前了解について、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。なお、仮に政府から再稼働への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県議会他関係者の意見を聴き、総合的に判断する。							
			○原子力防災訓練の一環として、被ばく医療機関への搬送、医療措置訓練及び安定ヨウ素剤内服液の調剤に係る訓練を実施している。また、安定ヨウ素剤の事前配布に着手した。	○広報誌の配付、県主催の見学会や講演会、安全対策協議会のほか、他団体の企画する会合等にも参加して、情報提供を地道に繰り返し実施する等、継続的に取り組む。	○原子力災害対策指針等の改定を受け、防災計画・避難計画を改定し緊急時の防災体制をさらに充実する。また、その際には、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退域時検査(スクリーニング)などについても盛り込む。	○原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	%	95以上	97.3	95以上	
			○原子力災害対策指針等の改定を受け、防災計画・避難計画を改定し緊急時の防災体制をさらに充実する。また、その際には、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退域時検査(スクリーニング)などについても盛り込む。	○県境を越える広域避難時の受け入れ先との調整や避難所等で必要となる物資等の調達の仕組み作り、モニタリングや避難退域時検査(スクリーニング)で必要となる資機材にかかる経費などについては、引き続き国の人的、財政的な支援が必要である。	○緊急時モニタリング計画実施要領を作成するとともに、緊急時モニタリング体制の整備状況等を踏まえて必要な計画見直し等を行う。	○緊急被ばく医療体制の見直しに関して、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うとともに、安定ヨウ素剤の乳幼児用製剤の開発及び副作用・誤飲に関する補償制度の創設を国へ要望協議していく。					
施策Ⅱ-1-4 治安対策の推進	○県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組を推進します。	B	○平成27年6月末現在の刑法犯認知件数は、前年比539件減少しており、成果参考指標(犯罪率)の観点からは順調に進んでいる。他方、高齢者が対象となる特殊詐欺、子供・女性に対する声かけ・つきまとい事案が依然増加しており、治安対策の推進が必要である。	○平成26年8月5日、本県における新たな治安対策の指針として、「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定する中、この新行動計画の着実な推進を通じて更なる治安の向上を目指すこととしている。	犯罪率(暦年)	件/千人	6.2以下	6.8	6.1以下		警察本部長
			○新行動計画では、少子高齢化の進展・地域との関わり希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、子供・女性・高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策や再犯防止対策の強化等に取り組むとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪等の新たな脅威に対する対処能力の強化等を図ることとしている。計画体系は、7つの視点の下に、35施策・161事業で構成する中、具体的には、 ① 活力ある社会を支える安全・安心の確保 ② 犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進 ③ 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 ④ 社会を脅かす組織犯罪への対処 ⑤ 安全なサイバー空間の構築 ⑥ 原子力発電所等重要施設に対するテロ対策・カウンターインテリジェンスの強化 の各視点に基づく施策を展開するとともに、これを効果的に推進する上で必要となる ⑦ 犯罪に強い社会の実現に向けた基盤の強化 の視点に基づき、人員・施設等の充実、科学技術の活用等の多角的観点から基盤の強化に取り組むこととしている。								

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-1-5 交通安全対策の推進	○交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。	B	○交通事故による年間死者数・負傷者数とともに減少傾向にあり、特に死者数はH25年から引き続き20人台で推移し、H26年は全国最少となった。H26年には年間事故件数、死者数・高齢者死者数、負傷者数いずれもH元年以降の県最少値を更新した。	○「第9次交通安全計画」(H23~H27)に基づき、各年度の実施計画において、関係機関と連携しながら目標達成に向けて進行管理を行う。	交通事故年間死者数	人	22以下	26	20以下	地域振興部長
			○交通事故死者数、同高齢者死者数では、まだ目標に達していないものの、直近10年間の交通事故死者数推移を全国、中国各県と比較すると、本県の減少率が高い。また、高齢者人口1千人当の高齢者交通事故死傷者数を全国と比較すると、約半数で推移している。	○「運転者」と「高齢歩行者・自転車」に重点を絞った交通死亡事故抑止対策を推進する。 (運転者) 交通指導取締りはもとより、「緊張感の保持」「スピードダウン運動」「早めライトの点灯と上向きライト走行」などの対策のほか、ドライブレコーダから得た映像データを活用した交通安全教育等を展開する。 (高齢歩行者・自転車) 「道路横断時の安全確認」「夜光反射材の着用」などの徹底を図るため、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ等機器を活用した参加体験・実践型の交通安全指導を実施する。 4警察署(松江、出雲、浜田、益田)配置の「高齢者交通安全アドバイザー」を活用して、高齢者が集まる場所でのワンポイントアドバイス、夜光反射材の貼付活動や高齢歩行者等の街頭における保護誘導活動を推進する。	交通事故年間死傷者数	人	1,700以下	1,857	1,600以下	
			○歩道整備については、計画的な予算配分によりほぼ順調に進捗している。	○交通安全のための道路整備、通学路対策を、国の交付金等の総額確保に努めながら進める。	交通事故年間高齢者死者数	人	11以下	18	10以下	
				○ゾーン30(最高速度30km/hの規制区域)の整備、事故危険箇所対策を重点としたバリアフリー対応型信号機及び歩車分離式信号機の整備、自転車の道路交通環境の整備等に取り組む。特に、通学路については、H26年度に各市町村毎に策定した「通学路交通安全プログラム」により、国に対して重点化を要望する。 ○歩道整備等では、引き続き、地元や警察署等の関係機関とよく協議しながら、地域のニーズに応じた整備を速やかに図っていく。	歩道の整備率	%	85	84	86	
施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進	○自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。	B	○クーリング・オフ制度の認知度については、テレビ・ラジオの放送や出前講座等により、様々な広報に努めてきた結果、一定の水準を維持しているが、目標値に達していないため、広報・啓発事業を継続していく必要がある。 ○行政の体制(取引の適正化、苦情処理・紛争処理体制)整備については、全市に全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の導入や相談員の配置など着実に進んでいる。 ○全市町村において消費者相談窓口が設置され、県民にとってより身近なところで相談ができる体制が整った。	○出前講座の実施や様々な広報手段の活用、消費者団体との連携により、消費者に被害の未然防止・拡大抑制につながる情報を確実に提供する。 ○市町村相談員のレベルアップや有資格者の養成を図るための専門講座を実施するなど、人材育成に努める。 ○高齢者や障がい者の被害防止のためには、家族や地域での見守りが必要であることを呼びかけていく。 ○相談員は、国民生活センター等の専門研修に参加し、相談技法の習得、向上に努めるとともに、市町村の相談機能の充実・強化を支援することで、県民の被害救済にあたる。 ○事業者の法令遵守や取引の監視・指導を迅速かつ適正に行い、県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくる。	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	85.0	79.3	85.0	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり	○道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。	B	○河川改修を始め4指標は目標値を達成しており、残る1指標も達成率は98%超と高い。	○事業量確保のため、次の取組みを行う。 ・機会を捉え国へ予算要望 ・コスト縮減 ・長寿命化によるライフサイクルコストの縮減 など	洪水から保全される人口	人	306,400	307,350	311,500	土木部長
			○大橋川改修は、H26年度に天神川水門を完成させるなど整備を進めている。	○道路防災対策は、補正予算等に対応出来るよう、耐震設計調査を先行して行う。	土砂災害から保全される人口	人	156,800	159,071	159,100 (158,300)	
			○土砂災害防止対策は、砂防・農地・森林の関係課が連携し整備やソフト対策(出前講座等)を進めている。	○施設毎に長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に行う。	道路防災危険箇所整備率	%	34	35	35	
			○道路防災は、目的達成のため緊急輸送道路網上の危険箇所整備や橋梁耐震化を計画的に進めている。	○浸水が常襲する県東部の低平地の河川改修など対象を重点化したうえで、引き続き国事業に併せて効率的に事業を実施する。	うち緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率	%	48	48	52	
			○橋梁耐震化は、各種調整に時間を要し計画を下回っているが、H27は目標を達成する見通しである。	○大橋川改修は、事業の理解を得るため関係者への説明会や大橋川コミュニケーションセンターでの情報発信を引き続き行う。	緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	%	58	57	60	
			○橋梁耐震化は、各種調整に時間を要するため、ソフト対策を併せた総合的な防災対策を進める。 (ソフト対策例)雨量・水位など適切な情報提供、防災意識高揚のための啓発・学習会、警戒区域やハザードマップの周知、土砂災害警戒区域の指定による開発抑制、山崩れ発生予知施設(雨量計)等による警戒避難体制の整備、住宅補強に対する助成 など	○効果的な海岸保全対策とするため、離岸堤、人工リーフの工事に併せ養浜など侵食防止工事を行う。(益田港、久手港、三隅港、別府港、和木波子海岸)						
施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保	○食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、食品の安全性を確保します。	B	○食中毒発生件数は、H25年度の13件から11件(対前年比▲2件)に減少し、そのうち、広範にわたる被害につながりやすい事業所等における発生件数は、同12件から7件(対前年比▲5件)と、大幅に減少した。	○調理従事者の健康管理、調理従事者等による二次汚染の防止等、ノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康確認に視点を置いた調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導を実施する。また、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会等を利用し、一層の啓発を行う。さらに、目標値以下になるよう引き続き効果的な対策を講じていく。	食中毒年間発生件数	件	7以下	11	7以下	健康福祉部長
			○ノロウイルス食中毒は、調理従事者による食品汚染が要因の一つ。食品取扱施設毎の調理従事者の健康管理や食品取扱状況等の点検・指導・助言等の対策に加え、食品取扱施設の監視や事業者講習会の実施、冬季の食中毒注意報・警報発表による注意喚起も重要と考えている。	○水産物衛生管理研修の継続的な実施と、食中毒防止のための検査体制の維持を図っていく。						
			○水産物衛生管理研修により生産者・漁業関係者の意識啓発に寄与している。	○平成27年4月1日、食品表示法が施行され、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく表示基準が新しい表示基準として整理・統合されたことに伴い、本県においては、これまで法律ごとに分かれていた相談窓口を保健所に一元化し、相談しやすい体制を整備したことにより、今後一層食品表示の適正化を図る。						
			○二枚貝の定期的な検査、基準値を上回った場合の出荷自粛等の迅速な対応により、食中毒の発生防止につながっている。							
			○研修会、HP等による啓発や、食品表示に関する生産者意識の高まりを反映し、食品表示の相談件数は過去最高の件数となり、不適正食品の流通防止に着実な成果を上げている。							

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	○県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。	B	○市町村実施分に検診機関と医療機関の受診者を加えた全体のがん検診受診者数が、H25年：448,928人に対し、H26年：459,995人と増加した。	○民間企業との新たな連携による多様な活動展開や、事業所が主体的に健康づくりに取り組めるような事業提案により、健康づくりの県民運動のさらなる浸透を図る。	がん検診年間受診者数	人	180,000	136,749	190,000	健康福祉部長
			○子どもの朝食欠食率の改善やたばこの煙のない店舗(飲食店、美容院)の登録数増加など健康づくりの県民運動が浸透しつつある。また、たばこ対策指針、糖尿病予防・管理指針を定め関係機関に周知した。	○食育情報サイトの充実やコンビニやスーパーでの情報発信により、食育体験ができるイベントやうす味レシピの紹介などを行い、若い世代に、より具体的な食育の情報提供や啓発を行う。						
			○難病や肝炎など疾病の医療費助成対象者が拡大した。	○各保険者のレセプトデータ、健診データ等の統合化、分析の具体的な取組や検討の場を確保し、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上を図ることにより、肥満者割合等の改善を目指す。						
			○感染症の発生状況を把握し、収集した情報を県民や医療機関等に的確に情報提供する必要がある。	○受動喫煙防止対策の強化として、新たに旅館業組合と連携した宿泊施設等の現状把握のための調査実施を行い、働きかけにつなげる。						
			○自死対策は、市町村事業の支援、啓発事業、ゲートキーパーの養成、圏域毎の関係機関連携強化、自死遺族(グループ)への支援などの取組を進めている。	○感染症のまん延を防止するため、医療機関と連携し速やかに感染症発生情報を把握し、県民や医療機関等への確に情報提供していくとともに、患者が発生したときには、徹底した調査・検査を実施し、感染拡大防止を図る。	肥満者割合(40~74歳)(年間)	%	31.3以下	34.9	30.0以下	健康福祉部長
			○自死対策は、心の健康を理解するためのストレスチェック表の配布、悩みを抱えた人が相談しやすいよう各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の確保、自死の危険を示すサインに気づき、見守り、適切な行動が実践できるゲートキーパーの養成とステップアップ研修の強化など県民運動的な取組を進める。	○がん検診については、保険者との連携も含め実態把握に努めるとともに、事業所等幅広い関係者と連携して年代や性別等対象に応じた効果的な啓発に取り組む。退職後の職場検診から市町村検診への移行についても、効果的な啓発について、関係者と検討を進める。また、未受診者や要精密検査者への受診勧奨についても推進する。						
施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	○福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。	A	○住民の福祉活動の基盤となる活動組織の設置数は数値目標を達成し、現在、活動組織の更なる増加に向け取り組んでいる。	○活動組織の立ち上げの更なる増加に向けて引き続き支援していくとともに、活動組織の立ち上げ率が100%に達している団体に対しては活動内容の充実に向けた支援を検討する。	小地域福祉活動組織の設置数(累計)	カ所	3,534 (2,850)	3,540	3,887 (3,100)	健康福祉部長
			○福祉人材の確保・育成事業の一環として小規模な介護事業所等が実施する職場研修のサポートに取り組んでいるが、希望事業者が年々増加傾向にありリビート率も高いことから、こうした事業所での人材育成・定着に貢献していると考えられる。	○教育委員会と連携した小中学生への中長期的な福祉教育の取組、学生・社会人等による福祉活動の拡大に向けた取組について検討する。						
			○社会福祉法人の指導監査の権限がH25年度に県から市に移譲されたが、H25年度から2年間、市への集中支援を実施することにより、所轄庁の円滑な移行ができた。	○福祉・介護人材の確保のため、職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発等、幅広く対策に取り組んでいく。特に、若い年齢層への働きかけが重要であり、学生、保護者、教員等に福祉への理解を深めて貰い、地域の福祉職場への就業に繋げる取組を行っていく。						
				○今後も継続的に人材確保対策に取り組んでいくために、安定した財源を確保できるよう国への働きかけを行っていく。						
				○県・市共同で設置・運営している所轄庁連絡協議会を効果的に運用し、県・市間の情報共有と連携、研修機会の確保により、県全体の指導監査の均質化を図っていく。						
				○総合福祉センター利用率の向上に向け、まずは施設に足を運んでもらうために1Fフロア等で様々な展示等を行ったり、ホームページからの情報提供等の取組を行っていく。						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進	○高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。	B	○高齢者人口に占める要介護認定者の割合が増加している要因として、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口の増加が考えられる。また、地域住民における介護予防や認知症に対する意識醸成、元気な高齢者の地域活動参加への支援、介護サービスの質の向上など、市町村や関係団体と連携して取り組んだことにより施策の進行状況は概ね順調である。	○各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、県として必要な支援や助言を行っている。 ○介護予防の推進：介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。 ○生活支援の充実：権利擁護や日常生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	84.7	84.4	84.7	健康福祉部長
			○今後、第6期計画（H27～29年度）に基づき「地域包括ケアシステム」の早期構築を図るため、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組む必要がある。これにより、地域で高齢者を支える体制整備が進み、元気な高齢者が生活支援サービス提供の担い手として活躍することも期待される。	○介護サービスの充実：質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。 ○医療との連携：慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。 ○住まいの確保：高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。 ○地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。	認知症を理解する研修への参加者累計（認知症サポーター養成講座参加者数）	人	45,000 (36,000)	47,893	50,000 (40,000)	
施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。	B	○グループホーム等の整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設入所からの地域移行は毎年度着実に進んでいる。	○制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催等により人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーター等を配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	517	535	541	健康福祉部長
			○入院中の精神障がい者の地域移行については、本人の意欲や生活背景などの様々な課題がある。	○第4期障がい福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 ○平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導等の取り組みを行う。	入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）	%	76.0	70.9	76.0	
施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実	○飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。	A	○各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。	○生活環境衛生の確保は、各種の法律等に基づく監視・指導の充実によるため、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。 ○水道事業の統合化や水道事業の老朽化対策は、その財源確保について、補助事業の拡充などの支援を国に対して要望していく。	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	健康福祉部長
				○動物管理等対策事業では、飼い主のいない猫対策等の個別の事業を進めるとともに、適正飼養や動物愛護思想の普及を推進し、引取される犬・猫の数の減少を図る。	薬事に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅱ-2-6 生活保護の確保	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。	A	<p>○生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数はH26年度128件(11.51%)で、成果参考指標の目標値を上回った。</p> <p>○生活困窮者に対しては、各市町村の自立相談支援機関において早期からの支援に取り組まれている。</p> <p>○戦没者等の遺族等への援護事務は、各種給付金等の裁定事務など国の示す手続きに従い適切に実施している。また、中国帰国者対策は、支援給付等、関係市町と連携・指導等適切に実施している。</p>	<p>○生活保護受給世帯の自立を促進するために、H17年度から個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、社会保障給付金等の手続き、医療介護のサービスの利用が図れるよう取り組んできた。また、H22年度から就労支援員の配置を進めてきているが、これまでに以上にハローワークとの連携を密にし、生活困窮者自立支援法との事業連携を図っていく。</p> <p>○各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監査を実施するとともに、町村への支援体制についても確保していく。</p> <p>○生活困窮者に対する支援として、就労体験に協力する事業者等の開拓に取組み、支援の受け皿を増やしていく。</p> <p>○子どもの貧困対策については、市町村に取組の方向性を示した上で、現在の体制の点検や整備を行うよう促す。</p> <p>○各種給付金のうち、戦没者等の妻に対する特別給付金等の未請求分について、受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。また、H27年度から始まった特別弔慰金については、広報、新規対象者への請求勧奨を行うとともに、市町村等関係者への制度説明や周知を実施していく。</p> <p>○中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町との連携を図り、支援給付制度の適正な運用が図られるよう努める。</p>	就労により自立した世帯の割合(年間)	%	11.4	11.5	11.4	健康福祉部長
施策Ⅱ-3-1 医療機能の確保	○医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。	B	<p>○医療従事者の確保対策の取組みのほか、機器整備の支援や、ITを活用した全県医療情報ネットワークの利用拡大、ドクターヘリの運航、緩和ケア提供体制の推進やがん相談機能の充実などに取り組んでおり、医療機関の機能分担と連携がより図られることから、施策目的達成に向け、順調に進んでいる。特に、全県医療情報ネットワークについては、医療機関と患者の利用拡大に向けてさらなる普及に努める必要がある。</p>	<p>○限られた医療従事者、施設、設備などを最大限活用するため、医療機関相互の連携を強化することが求められる。また、地域医療構想の策定に向けた取組みの中で、地域の医療機関・行政・医師会等関係団体が、「地域医療確保」に向け課題によっては圏域を超えた調整を含めた協議を、保健所を中心として進めていく。</p> <p>○ドクターヘリの広域連携について、引き続き関係県と連携を強化して安定的な運航に努める。救急病院の負担軽減につながる地域住民が実施する啓発活動等の支援を進める。また、医療機関相互の連携、医療と福祉の連携による在宅医療の推進を図るため、全県医療情報ネットワークの利用拡大に向けた取組みを進める。</p> <p>○がん診療提供体制の向上に向けて、拠点病院と連携し、引き続き、がん医療従事者育成に係る経費の支援、緩和ケア提供体制の推進、相談機能の充実、がん登録の推進等に努めていく。また、平成28年1月から開始される全国がん登録に、全病院が円滑に参加できるよう支援していく。</p> <p>○精神科救急医療については、今後とも、引き続き、365日24時間の診療応需及び相談体制を確保するとともに、精神科病院及び診療所の協力体制の確保に努める。</p> <p>○若年層を対象とした献血に関する啓発事業を、引き続き血液センター及び市町村と連携して実施する。</p>	救急病院数	病院	24	25	25(24)	健康福祉部長
				地域医療拠点病院数	病院	21	21	21		
				医療情報ネットワーク接続病院数	病院	42	40	42		
				院内がん登録実施病院数	病院	12	13	14(12)		
施策Ⅱ-3-2 県立病院における良質な医療提供	○県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。	B	<p>○引き続き、医療従事者の確保や医療機器の整備など、必要な医療提供体制の充実・強化を進めるとともに、こころの医療センターにおいては、入院患者への適切な治療及びケアにより早期退院支援を図りながら取組みを進める必要がある。</p>	<p>○県の基幹病院としての機能を充実・強化するために、勤務環境改善等を含め、医療従事者の確保を積極的に行うとともに、地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化を図りながら、質の高い医療の提供と健全経営の推進を図る。</p> <p>また、精神医療については、急性期治療体制を維持するとともに、入院患者の早期退院支援の充実を図る。</p>	平均在院日数(中央病院)(年間)	日	16.0未満	14.6	16.0未満	病院局長
				退院率(3ヶ月以内)(こころの医療センター)(年間)	%	70以上	72.7	70以上		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)					
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度						
							目標値	実績値	目標値						
施策Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	○適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。	B	<p>【医師確保】</p> <p>医師の現員数は増加しているが、必要数も増加しており、充足率は78.4% (平成26年10月1日)であり、充足率に大きな変化はない。奨学金、研修支援資金を引き続き貸与するとともに、医学生に対しては島根大学地域医療支援学講座やしまね地域医療支援センターの取組みなどにより、県内勤務、医師不足地域に勤務する医師が増加してきている。しかしながら、医師不足、とりわけ地域偏在、診療科偏在の解消にはいたってはいない。</p> <p>【看護師確保】</p> <p>修学資金を引き続き貸与することなどにより、県内就業率は目標値を上回り、県内に勤務する看護師は増加してきている。</p>	<p>【医師確保】</p> <p>地域枠や奨学金の貸与を受けた医師の県内でのキャリア形成支援には、大学の理解、協力が不可欠であり、今後も大学との連携を一層強化し、これらの医師の早期の県内定着や医師不足地域での勤務が計画的に進められるよう、取組みを進める。</p> <p>【看護師確保】</p> <p>新人看護職員の県内就業支援、離職防止のほか、潜在看護職員の復職支援の強化を図る。また、夜勤体制の見直しや長時間労働の削減、休暇取得の推進など、勤務環境の改善のため、医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の支援を行う。</p>	しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	人	145 (122)	142	174 (140)	健康福祉部長					
			県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	%	70.0	74.7	70.0								
施策Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	○子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。	B	○子育て支援や結婚支援に関する、地域の関心、市町村の取組み、企業の取組み、保育所の整備等、支援環境は着実に整備されつつある。	○結婚支援については、取組全般の拡充を図ることとし、啓発、出会いの場の創出、相談・マッチング支援を柱に取組みを進める。特に、相談・マッチング支援については、「はびこ」の増員を図るとともに、相談や広域マッチング、「はびこ」活動の支援、市町村・企業支援、県外への情報発信等を行う拠点(しまね縁結びサポートセンター)を設置し、取組みの拡大を図る。	こっころ事業の協賛店舗数(累計)	店舗	2,500	2,346	2,500	健康福祉部長					
			○しかしながら、出生数の減少を止めるには至っておらず、さらなる子育て環境の整備に向け、取組みの強化、充実を図る必要がある。	○子育て支援については、市町村や教育委員会と連携を図りながら、本年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るとともに、3月に策定した「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、計画的に教育・保育や地域の子育て支援サービスの質の向上と量の拡大(待機児童の解消を含め)を図っていく。また、内容の見直しを図った「しまねすくすく子育て支援事業」等を活用し、地域の実態やニーズに応じた市町村の取組みをきめ細かく支援する。							従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数(累計)	社	230	256	280 (250)
				○また、こっころパスポート事業の利用や協賛店登録の拡大、NPOや子育て支援団体と連携したイベントの開催、子育て支援情報の提供(ホームページ等)等を推進する。							保育所入所児童数	人	23,050	22,983	23,500
			○仕事と子育ての両立支援については、しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の登録拡大を図るとともに、企業の管理職の意識改革、男性の育児参加を促進する。												

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	○虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。	B	○市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育、母子家庭等の自立支援に向けた取組みにより、一定の成果をあげることができた。引き続き、市町村の相談支援体制充実のための支援、里親委託の促進、母子家庭等の自立支援のための関係機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。	○児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図っていく。また、市町村職員及び必要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修等を引き続き実施し、専門性の向上と市町村の相談支援体制の強化を図る。 ○社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進していく。 ○里親については、里親委託促進に向けて里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村等の関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行う。また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親に対する支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施等里親支援の充実を図る。 ○母子家庭等の自立支援については、ひとり親家庭の生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子自立支援員、ハローワーク等関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。	里親登録数（累計）	世帯	84	95	100 (90)	健康福祉部長
					就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合（年間）	%	80	76	80	
施策Ⅱ-4-3 母子保健の推進	○全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期や小児・思春期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指す。	B	○全市町村での妊婦健康診査や母子への健康支援、乳幼児等の医療費助成などの各種の支援に合わせ、「健やか親子しまね計画」等の推進により妊娠、出産、育児等総合的な環境整備を実施しており、目標に近づいている。 ○今後は妊娠・出産・育児等への切れ目ない支援を充実させるため、関係機関の連携体制や関係者の資質の向上に向けた取組みを強化する必要がある。	○乳幼児健康診査従事者の資質の向上に向けた取組みを実施する。 ○男性不妊を含む不妊対策及び思春期専門相談について、広報媒体を活用し引き続き周知を図る。 ○若い時から人工妊娠中絶等、望まない妊娠を防ぎ、妊娠しやすい年齢等妊娠出産に関わる知識を正しく理解した上で、自分のライフプランの設計ができるように、教育現場の学校等と連携した取組みを実施する。 ○周産期関係病院が参集して、各医療機関の現状と課題を共有し、連携促進を図るための検討を進めるとともに、各圏域においても圏域の実情に応じた医療機関の機能分担と連携、助産師の活用等について検討を進める。 ○圏域単位で、医療的ケア必要児のための在宅療養支援ファイルの活用やケース検討会の開催に努め、支援機関相互の情報共有と連携強化を図る。 ○親と子の医療費助成事業については、引き続き、各助成制度の周知を図っていく。また、未熟児養育医療給付及び育成医療給付事業は、H25年度から市町村に権限移譲されており、引き続き円滑な制度運用が図られるよう支援していく。	低出生体重児の出生割合（年間）	%	10.7以下	9.7	10.1以下 (10.7以下)	健康福祉部長
					出生後4か月児の母乳育児の割合（年間）	%	67.3	65.8	68.5	
施策Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理	○効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。	A	○道路改良率は全国平均を下回っているが、予算の確保に努め目標値以上の整備がされている。 ○広域農道、漁港関連道とも着実に整備が進んでいる。 ○計画的な点検、修繕により、適切な路面状態を確保している。	（整備・維持管理共通） ○必要な予算が確保されるよう、又地域の実情に応じた配分がされるよう国等の動向を注視・分析し、工夫をしながら国に働きかける。 ○引き続きコスト縮減を図る。 （整備） ○関係者の事業への理解と協力を得て事業進捗に努める。 ・構想段階からの住民参加 ・説明会や広報活動の充実 ○着実な用地取得に努める。 ・県単用地先行取得制度の活用 ・必要な場合は、法的解決手段も検討 （維持管理） ○道路パトロールの徹底と「道と川の相談ダイヤル」を活用し早期発見・補修を図る。 ○舗装については、交通量に応じた維持管理による適切な舗装状態の確保と予防保全的な修繕によるコスト縮減を図る。 ○老朽化対策に関する対応 ・産官学が協力して技術力向上に向けた情報共有を図る など	広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域（人口比）	%	81.3	82.3	82.4 (81.4)	土木部長
					道路改良率	%	66	67	67	
					緊急輸送道路の改良率	%	89	89	89	
					良好な路面状態の確保率	%	92	94	92	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅱ-5-2 地域生活交通の 確保	○県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。	B	○地域生活交通は、出雲大社の大遷宮効果の継続や観光キャンペーンによって、観光利用の需要増につながっているが、人口減少、少子高齢化、自家用車の普及により、地元利用者は、横ばいか減少傾向にある。	○中山間地域の交通弱者をはじめとする地域住民の移動手段を確保していくため、集落間交通に対する運行面での支援策や、地域の実情に応じて最適な交通手段を選択できるような支援制度など、今後の支援のあり方について、市町村と一緒に検討していく。	生活バスの年間利用者数	万人	443	491	480 (443)	地域振 興部長
			○一畑電車や隠岐航路については、地域の重要な交通手段であることから、県・地元市町村等が上下分離方式により、運行や施設整備に対する支援を実施し、路線維持や利用促進を図っているが、地域の交流人口拡大に向けた取組みを継続していく必要がある。	○県、出雲市、松江市、一畑電車が連携して、次期5年間(H28~32年度)の一畑電車支援計画の策定を行うとともに、電車の更新など支援計画が着実に実施されるよう国への予算要望の実施や、通勤・通学利用者、観光客などの利用促進の取組を進める。	一畑電車の年間利用者数	万人	140	143	140	
			○西郷港の岸壁・ふ頭用地の造成及びレインボージェットが寄港する港の乗降施設が完成するなど順調に整備を進めている。	○島民生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐航路は、中長期的には旅客需要が減少傾向にあることから、交流人口拡大に向けて、利用者サービス向上の取組みが進むよう促していく。離島航路の運賃は、本土と比べて割高水準にあることから、運賃低廉化が図られるよう国に強く働きかけていく。	隠岐航路の年間利用者数	万人	44	43	44	
				○来居港では内航フェリー就航率向上に向けた岸壁改良の調査設計を終え、今後、重点的に整備を進める予定である。	離島航路の岸壁整備率	%	99	97.9	100	
施策Ⅱ-5-3 地域情報化の推 進	○県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。	B	○ブロードバンドサービスの利用は順調であるが、更なる利用促進には、高齢者の利用促進を図る必要がある。	○電子申請サービスの促進を図るため、申請書の簡素化や添付書類の省略、本人確認方法の見直しによる手続きの簡素化等の改善を進める。また、イベント等の申込みについても電子申請サービスの利用を図る。	超高速通信サービス利用率	%	45	41.9	50	地域振 興部長
			○電子申請は、年々利用率が向上しているが、申請・届出等のオンライン利用率が低調であることから、利用促進を図る必要がある。	○インターネット利用が少ない高齢者層を中心に、市町村と連携したインターネット講習等により情報リテラシーの向上を図る。また、島根県あいてい達者知事表彰により、高齢者等のICT利用の機運の醸成を図る。						
			○携帯電話不感地域の解消世帯数は、H26年度50世帯であったが、H27年度への繰越した事業対象の64世帯を加えると114世帯が解消することとなる。	○携帯電話不感地域解消を図るため、県、市町村、携帯電話事業者とで不感地域のきめ細かい情報(人口、世帯数、携帯電話利用者数、光ファイバ網の状況、防災等)を把握・共有し、携帯電話事業者に対して事業参画を働きかけていくことで、鉄塔等の施設整備を促進する。						
			○電子調達システムは、実施率が97.4%であるが、工事・業務は100%達成しており、未達成の物品・役務につきシステムの利用率が低調である。	○電子調達システムで実施する電子入札の実施率の向上のため、庁内における所属個別指導を進めるとともに、入札参加資格者への登録の働きかけを行う。						
			○GISについては県・市町村職員向け研修も定着しており、利用への理解が高まっている。	○GISの県民へのPRを継続し、利用を促す。						
				○「地域情報化の推進」の指標としては、超高速通信サービス利用率として、全世帯に占めるFTTH(光ファイバ)アクセスサービスの契約率を指標としている。しかし、近年のスマートフォンの急速な増加に伴い全国的にLTE(高速データ通信サービス)の契約件数が大幅に増加しており、県内においてもLTEの契約件数はFTTHの約2.5倍となっている。						
				○このように通信環境が急速に変化する状況の中、「地域情報化の推進」で掲げる成果指標については、今後、検証する必要がある。						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)					
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値						
施策Ⅱ-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備	○適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。	B	○長期未着手都市計画道路の見直しについては、H26年度の目標は未達成であるが、残り4区域での作業は着実に進んでいる。	○長期未着手都市計画道路の見直しについては、関係機関会議を密に開催するなど関係者との連携をより強め着実に手続きを進める。	長期未着手都市計画道路の見直し区域(累計)	区域	15	14	18	土木部長					
			○道路の無電柱化は、観光地などの良好な景観形成に効果が期待される箇所は概ね完成しているが、災害時の通行を確保する必要がある緊急輸送道路での取組みを推進する必要がある。	○道路の無電柱化については、今後、緊急輸送道路ネットワークの通行の信頼性向上に資する箇所の整備に努める。その際、電線地中化では工事が長期化する可能性があるため地中化にこだわらない多様な手法で事業を推進する。							電線類地中化等整備率	%	90	90	91
			○中山間地域総合整備事業により、防火水槽及び集落道路が整備され、定住条件である安全で快適な生活環境の提供に貢献している。	○農村地域の定住条件の整備事業については、必要な予算の確保と共に整備コストの縮減に努める。							鳥獣対策集落協議会設置数(累計)	組織	26	28	30
施策Ⅱ-5-5 居住環境づくり	○下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。	B	○高齢者の居住する戸建て住宅のバリアフリー化は順調に進展しているが、民間アパート等において、バリアフリー化などに対する国の補助制度活用戸数が前年度に比べて大幅に減少している。	○汚水処理施設については、平成23年2月に策定した生活排水処理ビジョン(第4次構想)及び平成26年1月に国から示された3省統一の都道府県構想マニュアル(今後10年程度で汚水処理の概成を目指す等)に基づいた整備が進むよう、事業主体である市町村を支援し、地域の実情や特性に合った効率的な整備を促進するとともに、施設整備に不可欠な国予算の確保について、様々な機会を通して国に要請していく。特に西部地区については、予算配分に配慮するとともに、整備手法の見直しやコスト縮減効果のある新技術の導入及び各省庁における支援制度の積極的活用を働きかけていく。	汚水処理人口普及率(全県)	%	76	77.0	77	土木部長					
			○汚水処理施設整備については、全県では目標を達成したが、西部地区の普及には特に遅れがあるため、市町や関係課と連携し整備手法を見直すなど計画的、効率的な取り組みを進める必要がある。	○県営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、国の制度なども活用した民間賃貸住宅のバリアフリー化も積極的に促進していく。							東部地区	%	88	90.8	89
			○県営水道用水供給事業は、各市の求めに応じ用水を確実に供給している。	○県営水道用水供給事業は、アセットマネジメントの導入により効率的な更新計画を策定していく。計画の実施にあたっては、受水団体からの理解を得ながら進めていく。							西部地区	%	45	45.3	46
			○思いやり駐車場制度については、参加各県との連携し、一層の普及を図る。	○県営水道用水供給事業は、アセットマネジメントの導入により効率的な更新計画を策定していく。計画の実施にあたっては、受水団体からの理解を得ながら進めていく。							隔岐地区	%	62	68.0	64
施策Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生	○行政や地域住民に加えて、NPOや関係団体等の地域内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。	B	○中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援の取組み、過疎債ソフト交付金事業等の支援により、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりに向けた住民自治組織化の動きが進んだが、地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数、地域貢献型集落営農組織数ともに目標を達成できなかったため、今後はより一層住民主体の取組みを推進する必要がある。	○中山間地域の抱える多分野に跨がる課題に対応するため、より一層の部局間連携を図りながら対策を強力に推進する。	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	組織	190	184	210	地域振興部長					
			○「しまねの郷づくりカルテ」を県内市町村に浸透させ、「自覚」と「気づき」を促し、情報を共有し、刺激し合いながら中山間地域対策への取り組みを促していく。	○引き続き、公民館のエリア(旧小学校区)を基本とするものの、将来にわたり日常生活に必要な機能・サービスを確保していくためには、地域の実情に応じより広いエリアを念頭においた集約化とネットワーク化を進めていく。							地域貢献型集落営農組織数(累計)	組織	260	248	288

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	○基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。	B	○学校、公民館、保育所や幼稚園、子育て関係機関等において、「ふるまい定着」の視点で独自の取組が行われており、地域全体に広がりつつある。	○「ふるまい推進指導員派遣事業」の更なる周知に努め、より多くの人を巻き込んだ活動に結び付けていく。	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合(年間)	%	100	100	100	教育長
			○「ふるさと教育」は、公立小中学校で100%実施しているが、公民館等が中心となって中学校区で取り組むふるさと教育は、広がりが十分でない。	○公民館ふるさと教育推進モデル事業を拡充し、県内全中学校区における公民館ふるさと教育を推進する。						
			○放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、市町村の放課後対策に対する理解と取り組みは向上しており、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりにつつある。	○H27年度から取り組む「企業等と連携した『職場で親学』」で実施する企業等を募り、学校などの教育現場だけでなく職場においても家庭教育を学ぶ機会を創出する。						
			○食育を効果的に推進するための全体計画の策定率は年々増加し、小学校97.9%・中学校94.8%であるが、高等学校では29.3%にとどまっている。	○H27年度から取り組む「企業等と連携した『職場で親学』」で実施する企業等を募り、学校などの教育現場だけでなく職場においても家庭教育を学ぶ機会を創出する。	朝食を毎日とる児童の割合(年間)(小学生)	%	99.5	97.0	100	
施策Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	○幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。	B	○中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合は、依然全国平均に比べ低い状況にある。全国学力・学習状況調査結果から見えた課題や改善策を学校全体で共有し、組織的な授業改善につなげる取組が十分に進んでいない。	○しまねの学力育成推進プランを着実に進めることにより、子どもたちが学習への意欲を高めていけるよう授業の改善を図る。併せて全国と同時期に行っていた県学力調査を、年度の前半から後半に移行することにより、全国学力調査結果を生かしたPDCAサイクルを機能させる。	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	60.0	55.1	60.0	
			○公立小中学校の千人当たりの不登校児童生徒の割合は全国平均よりも高いが、実数においては低減を実現できた。	○不登校(傾向)児童生徒に対する学校及び関係機関の取組について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員、教育相談員などと情報共有を図り、あらゆる制度や機会を通じて積極的に関わり合い、早期対応や未然防止に努める。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合(年間)(小学生)	%	10以下	17.9	10以下	
			○子どもの運動離れに対応するため、学校の屋休み等を活用した子どもが親しみやすいレクリエーションの要素を取り入れた運動プログラムの実施などの取組が行われ始めている。	○指導主事が全小中学校を訪問して行う体育授業への指導の充実や、女子の運動離れに対応した教材の工夫などにより授業の改善と授業力向上を図る。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合(年間)(中学生)	%	20以下	29.2	20以下	教育長
			○「家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒」はまだ一定割合存在するが、子どもの読書離れは改善傾向にある。	○親子で読書がなされるよう推進するため、市町村のイベントや未就学児の保護者が集まる機会等を利用して、保護者等に向けて継続的に広報活動を行う。	子どもの体力値(S61年を100とした場合)	%	97.5	95.3	97.5	
					不登校児童生徒の割合(年間)	%	1.15以下	1.32	1.1以下	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な 育成の推進	○青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。	B	○広報活動や研修会の実施、青少年を取り巻く大人のネットワークの整備、社会性を育成するための様々な活動の実施状況から、地域環境の整備が進みつつある。具体的な県民運動の推進や市町村における活動の活性化を図るなど、地域ぐるみで青少年健全育成を行っていく気運をさらに醸成していく必要がある。	○次代を担う青少年を健全に育成していくことの重要性について広報啓発を進めるとともに、青少年育成島根県民会議の運営強化（県民運動の推進、県民会議の認知度向上、市町村民会議との連携強化、会員の拡充等）に努める。	青少年健全育成活動年間参加者数	人	44,000	38,842	45,000	健康福 祉部長
			○H24年度以降継続して、問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターにおける立ち寄り支援、非行防止教室の開催、関係機関・ボランティアとの協働活動を推進した結果、非行少年は減少しているが、再非行率の増加や少年の社会参加活動への参加率の低迷傾向が見られ、引き続き取組を強化し、少年の自立支援活動を更に推進する必要がある。	○少年の規範意識の醸成や社会性を養成するため、県内全小・中・高校で非行防止教室を開催するとともに、警察職員や警察ボランティアが関与する社会参加活動への参加を促したり、就学・就労などの立ち寄り支援や、子ども支援センター等関係機関・団体と連携した少年の自立支援活動を更に推進する。						
施策Ⅲ-1-4 高等教育の充実	○自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成できるよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。	A	○県が定める中期目標に基づき、人材育成や地域連携の強化により魅力ある学校づくりを進めており、公開講座の充実や浜田市、益田市、県等との共同研究図られた。	○島根県立大学評価委員会による客観的な評価を行い、施策目的である魅力ある大学づくり、地域社会に貢献する人材育成に必要とされる支援を行う。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（浜田キャンパス）	%	100以上	109.9	100以上	総務 部長
				○大学全入時代において、競争力を高めるために教育内容の充実、就職支援の強化を進めていく。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（松江キャンパス）	%	100以上	109.8	100以上	
				○大学の自主的自律的な運営により、社会に役立つ人材の育成や魅力向上につながる就職支援、島根の地域振興に結びつく市町村等との連携など地域に根ざし、地域に貢献する大学として一層の魅力ある大学づくりを目指す。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（出雲キャンパス）	%	100以上	102.8	100以上	
					県立大学・短期大学の公開講座年間受講者数	人	5,000以上	5,556	5,000以上	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学 習と社会貢献活 動の推進	○県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。 ○多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。	B	○社会教育研修センターが実施する研修は、目標値には達しなかったが、H26年度に研修体系を全面的に見直し対象者別研修とした結果、対象者が明確になり、参加者にわかりやすい具体的な研修内容とすることができた。その結果、研修参加者アンケートの満足度も高くなった。 ○公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修会を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。 ○NPO法人の認証数は、新規認証数と解散数が近くなり、前年度とほぼ同数となった。この状況はH27年度も見込まれる。ただし、全国的に見れば認証数は人口比で中位以上、認定・仮認定NPO法人数の人口比は全国2位であり、県民が社会貢献活動を展開しやすい環境は整っているといえる。	○社会教育研修センターにおいて対象者別研修を引き続き実施するとともに、とりわけ、社会教育の拠点としての重要性が増す公民館等の職員を対象とした研修については、年間を通じたシリーズ研修とするなど、職員に求められる資質・能力が十分に身につくよう研修の充実を図る。 ○図書館では、公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした研修を更に充実するとともに、図書館情報システムの更新によるレファレンス（図書・資料の検索・調査、提供）機能の強化を図る。 ○NPOの自律性を高めるため、しまね県民活動支援センターの機能を十分活用し、各種研修会の実施や各団体への働きかけ、相談事業等を充実させる。	社会教育実践者の養成 (延べ研修参加者)人数	人	2,300 (1,430)	2,176	2,300 (1,500)	教育長
					NPO法人の認証数	法人	275	274	285	
					ボランティア活動に参加している人の割合	%	28.3	26.0	30	
施策Ⅲ-2-2 スポーツの振興	○県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。 ○国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指す。	B	○H26年度の県のスポーツ・レクリエーション祭には、約5,500人の参加者があり、また、障がいのある方の参加が年々増えてきているなど、県民誰もがスポーツレクリエーション活動に参加する気運が高まっている。 ○国体において、成年の部は少年の部に比べて得点が低く、全国と比較すると競技力が低位であるが、少年の部は近年高得点を維持しており上位入賞するなどの結果が出ている。	○競技人口の維持・拡大と地域の活性化を図る目的で、各競技団体が地域と一体となって行う競技の練習や強化合宿などの取組みを支援する。 ○スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等のサポートスタッフを派遣することにより、選手の身体面・栄養面について継続的な指導を実施する。 ○国民体育大会へ支援コーチやトレーナーを派遣する。 ○優秀な指導者の育成を行うとともに、県外遠征や県外強豪校の招致・強化合宿により、選手の運動能力の向上を図る。 ○平成28年度全国高校総体を契機とした強化策により運動部活動の活性化を図る。 ○中体連、高体連、競技団体、県体協、県教育委員会が連携を取りながら、小・中・高と一貫した指導体制の確立や競技種目間での連携を図る。	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	38.5	35.1	40	教育長
					国民体育大会(成年)年間入賞種目数	種目	16	7	16	
					国体(少年)、全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	種目	52 (47)	52	55 (47)	
施策Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	○広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。	B	○県民文化祭の参加者数は減少しているが、地元の文化芸術団体が学校を訪問して実技指導、合同公演を行う文化芸術次世代育成支援事業により、県民文化祭への若年層の参加が増加している。 ○県立美術館、芸術文化センター、県民会館について、3施設合計で入館者目標値を達成することができた。 ○全国高等学校総合文化祭への参加は16部門と、目標の15部門を上回り、青少年の文化活動推進の取組みは概ね順調に進んでいる。	○県立美術館、石見美術館については、今まで美術館に足を運んだことのない方に来館いただけるよう親子向けの展覧会を実施するなど幅広い年代の方に楽しんでいただける展覧会を開催するとともに、関係機関、団体等と連携して県の内外に向け積極的な広報に努める。 ○県民会館、いわみ芸術劇場については、館内でのホールイベントやワークショップの充実を図るとともに、公立文化施設、教育施設を活用したアウトリーチ活動(市町村、教育委員会、文化団体等と連携したイベント、ワークショップなど)を積極的に展開することにより県民の文化活動への関心を高め参加を促進する。また、併せて、これらの活動を通じて文化団体の育成にも努めていく。広報にも積極的に取り組む。 ○県民文化祭をさらに幅広い県民が参加できる開かれた文化祭にするとともに、中・高・大学生等、広く若者も取り込んだ文化祭とすることにより、担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図る。 ○学校においては、文化部参加生徒数及び指導者を確保し、活動水準の維持・向上、さらには次代の文化活動の担い手を育成していくため、地域や文化団体等との連携を一層深めていく。 ○児童・生徒が多様な芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供するとともに、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図る。	県民文化祭の年間参加者数	人	50,000	44,766	50,000	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管部長 (幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-3-1 人権施策の推進	○県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。	B	○啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修、啓発資料の貸出等による人権啓発は、概ね目標とした成果に結びついていると考えられる。 ○人権問題に関する県民意識調査(H23年度実施)によれば、県民の1/4が「差別や人権侵害を受けたと感じたことがある」と回答しており、一層の人権啓発・人権教育が求められている。	○人権啓発・教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育現場の協力を得ることや、人権啓発イベントにおいて、これまで参加したことがない方、特に若年層や子育て世代が関心を持つ内容の取り入れを図る。 ○ハンセン病療養所入所者の高齢化を踏まえ、ハンセン病問題の普及啓発を一層図るため、県職員・教職員の意識を高める現地研修の内容を充実する。 ○ハンセン病療養所入所者に対しては、島根県藤楓協会と協働して入所者との交流を継続するとともに、研修資料の提供など、他機関と連携してハンセン病問題の普及啓発を図る。 ○啓発・教育の方法についても、講義型研修に加え、引き続き参加・体験型プログラムの開発を図る。	「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	%	97	99.5	97	環境生活部長
				人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,650	4,461	4,700		
施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	○男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。	B	○固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合は増加しているが、家庭での食事のしたくや片付け、掃除などは依然として妻が担う仕事となっているなど、啓発が浸透しきれていない現状がある。 ○県の審議会等の中には女性委員が4割に満たないものもあり、委員構成の見直しや人材情報の充実などにより、女性登用に向けてさらに取り組む必要がある。 ○職場において管理的立場の女性が少なく、また、女性が働き続けにくい状況がある。 ○女性相談のワンストップ体制が未整備の市町村がある。	○第2次島根県男女共同参画計画に基づく事業を着実に実施することにより、引き続き、あらゆる世代に対する啓発、理解促進に取り組んでいく。 ○事業の実施にあたっては、男女共同参画センター（あすてらす）を拠点施設と位置付け、総合的、効果的に事業を展開していく。 ○それぞれの地域の実情に合った普及・啓発が進むよう、引き続き市町村や男女共同参画サポーターとの情報共有や意見交換を行うとともに、（公財）しまね女性センターとの連携のもと、市町村への出前講座やサポーター養成講座を継続実施していく。 ○企業や団体等において男女共同参画の視点に基づいた自発的な取り組みが進むよう、引き続き会議等における情報提供に努めるほか、関係団体との協力・連携を深め、啓発講座等への積極的な参加や開催を働きかけていく。 ○女性の登用について関係団体等の理解を得たうえで、委員改選期などに併せ委員構成の見直しを行い、審議会等への女性の参画を進めるよう各部署へ働きかけるとともに、各専門分野の人材情報の充実に努め、活用を呼びかけていく。あわせて、市町村についても、女性の参画が進むよう働きかけていく。 ○国における女性の活躍推進の動きも踏まえながら、職場や地域において女性が十分に個性や能力を発揮できる環境づくりを進めていく。 ○市町村におけるDV相談窓口・支援体制が充実していくよう、引き続き会議等様々な場面で働きかける。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として、DV防止のため県民への理解促進に向けた啓発活動に引き続き取り組む。 ○専門性や相談対応スキル向上のため、県及び市町村の女性相談担当者に対し、専門研修を実施する。	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	%	73	73.4	75.0	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	<p>○国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。</p> <p>○国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。</p>	B	<p>○東日本大震災以降、しまね国際センターによる災害対策冊子やリーフレットの作成、大学や市町村とも連携した防災訓練への参加などの積極的な取組により、県民の国際化への理解が徐々に進んだことから、国際交流ボランティアの登録者数も増加している。</p> <p>○交流の翼など次世代人材育成のための青年派遣事業や北東アジア地域との交流事業の実績が伸び悩んでおり、一層の普及啓発等を行う必要がある。</p>	<p>○しまね国際センターのホームページやメールマガジン、フェイスブックなどの情報発信ツールの活用などで、幅広く情報発信を行うことで、事業への参画呼びかけや異文化理解の必要性を広く県民に伝える。</p> <p>○市町村はもとより外国人の在籍する企業や大学関係者に対しても、外国人に対する理解を深め、協力者となってもらうよう働きかけていく。</p> <p>○国際交流員による文化理解講座や交流事業を引き続き実施し、取組みをメディアに取り上げてもらう。</p>	国際交流ボランティア登録者数	人	585 (515)	620	635 (520)	環境生活部長
施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	<p>○県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組まします。</p>	B	<p>○野生動植物について、生態系への影響が懸念される里地里山の荒廃や増加する外来種等への対応が必要である。一方で、絶滅のおそれのあるものについて、条例による対象動植物の保護活動、ボランティアと連携した自然再生活動等の取組みが進んでいる。</p> <p>○荒廃森林の再生は順調に推移している。県民の環境や森林の公益的機能に対する理解は高まっている。</p> <p>○森づくり事業は、「みーもの森づくり事業」等の更なるPRにより、県民参加を促していく必要がある。</p> <p>○重要な役割の森林として県内森林面積の約3分の1が保安林に指定(約17万1千ha)されている。</p> <p>○企業等の関わりによる森林整備のCO2吸収量は、認証対象を広げるなど制度拡充も行い、吸収量認証は順調に増加している。</p>	<p>○希少野生動植物の情報収集を継続するとともに、希少種条例に基づく保護対象種の新規指定と適切な保護対策を実施する。また、引き続き、自然保護ボランティアや県民との協働連携を図りながら、里地里山の保全、身近な自然の保全再生、外来種対策等の活動に取り組む。</p> <p>○宍道湖・中海の恵みや賢明利用に対する関心が深まるよう、関係機関と連携し県民向けに地域の活動等の情報を発信していく。</p> <p>○森づくり事業への県民の積極的な活動参加を勧めるため、広報、意識啓発に引き続き取り組む。</p> <p>○しまね森林活動サポートセンターを活用し、企業や県民自らが行う森林保全活動を支援する取組みを推進する。また、県民のニーズに対応した事業メニューの提供により継続的な森林整備活動を推進する。</p> <p>○しまねの農村景観フォトコンテスト入賞作品展等の啓発イベントを継続、回数増加を図っていく。また、県民向けの情報発信に努め農地等の保全活動への参加を促進する。</p> <p>○松くい虫被害について、重要な区域を絞り、継続的に防除対策を実施する。また、感染源となっている松林の除去(樹種転換)により、森林の健全化を推進する。</p> <p>○鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、農林業被害に対しては地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、人と鳥獣の軋轢を軽減させる。</p> <p>○CO2吸収に関する森林整備に対する寄附金等支援を行う意向を持つ企業等を把握し、参画を促す。</p>	<p>希少種条例に基づく「保護巡視員」の認定者数(累計)</p> <p>県民協働の森づくり活動年間参加者数</p>	人	20	20	25	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	○自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。	B	<p>○サヒメルでは、企画展の開催や広範な情報発信（新聞、ホームページ等）などにより、県民の身近な自然とのふれあいの推進が図られているが、展示関係施設・設備の経年劣化が進んでいる。</p> <p>○ゴビウスでは、H26年度に飼育設備とマルチスペース改修工事を行ったことにより、館内改修後は前年度を上回る入館者数となっている。</p> <p>○アクアスでは、水生生物を間近で観察できるとともに各種講座等を開催することで、多くの県民に自然の観察や環境学習の場を提供している。</p> <p>○自然公園については、計画的な整備と広報PRに努めたことにより、安全で快適な利用が確保されている。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、地域の機運醸成が進み、地域資源の活用検討などが進んでいる。</p>	<p>○サヒメルでは、企画展の充実や、学校、他の教育施設との連携を強化する。「三瓶青少年交流の家」利用者の研修利用も幅広く誘致する。</p> <p>○ゴビウスでは、隣接の宍道湖グリーンパークと連携した企画・広報・営業努力により安定した入館者を確保するとともに、施設の長期的な維持保全を念頭に、保全・改修費を含めたランニングコストを低減の見地に立って飼育設備改修工事を行っていく。</p> <p>○アクアスでは、PRの強化、魅力ある展示への変更を検討・実施することで集客力の向上を図るとともに長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施する。また、各種講座・特別企画展の開催、学校・ボランティアとの連携や飼育生物の繁殖技術の向上などの学習、調査研究事業に引き続き取り組む。</p> <p>○自然公園、自然歩道については、施設老朽度や利用状況などの現況を把握し、計画的な維持修繕を図る。あわせて、市町村の協力やボランティアによる整備等によりコストの削減を図る。また、標識整備等により利便性向上を図り、自然歩道のPRやマスコミ等の協力により広報を強化することで利用者の増加につなげていく。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについて、その価値をわかりやすく県内外に情報発信し、隠岐地域における自然とのふれあいを推進する。</p> <p>○しまね花の郷では、園内花壇の充実や観光協会や近隣施設と連携したイベントの開催や様々な手法も使ったPR活動の実施により集客数の増加を図っていく。</p>	自然公園等の年間利用者数	万人	840	1,492	840	環境生活部長
			<p>○自然公園については、計画的な整備と広報PRに努めたことにより、安全で快適な利用が確保されている。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、地域の機運醸成が進み、地域資源の活用検討などが進んでいる。</p>	自然学習施設の年間入場者数	千人	660	621	660		
施策Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	○自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。	A	<p>○景観計画の策定は、浜田市および海士町が計画策定に向け作業中であり、引き続き支援等を行いながら目標達成に向けて努めている。</p> <p>○景観重点地区数は、目標を達成した。</p> <p>○県の景観施策として、大規模行為の届出に係る指導・助言、しまね景観賞をはじめとする普及啓発事業を継続的に行っており、良好な景観形成に寄与した。</p> <p>○築地松景観保全対策のため、実態調査の結果を踏まえ築地松景観保全対策推進協議会を通じた松枯れ対策等の支援を行っている。</p>	<p>○事業者及び住民も含め、景観行政団体に移行していない市町村に対して、景観形成の意義や効用を理解してもらうための普及啓発や働きかけが必要であり、併せて十分な支援・指導ができるよう努める。</p> <p>○良好な景観形成は、事業者、県民及び自治体が一体となってその役割分担に応じた保全・創造活動をするものであり、引き続き事業者及び県民に対して普及啓発を行っていく。</p> <p>○築地松景観保全について、助成金の増額などの特別対策の効果と松枯れ被害の状況を把握した上で必要な対策を推進する。</p>	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	7	7	8	土木部長
				景観重点地区数（累計）	地区	28	33	36 (30)		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	○県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。	B	<p>○文化財の修繕等については、緊急性や必要性を把握し継続的に予算を確保して助成を行っている。</p> <p>○子どもや成人を対象にした講座等の開催、各種イベントなど交流普及事業を実施している。</p> <p>○島根の歴史文化の調査研究を計画的に進め、県外シンポジウム、巡回講座、セミナーの開催や、古代歴史文化賞、14県連携の古代歴史文化に関する共同研究の実施により、県内外に情報発信をしている。</p> <p>このような様々な取組みにより、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上しつつあり、魅力ある地域づくりのための文化財等の活用も進みつつあるが、より効果的な取組みが必要である。</p>	<p>○本県の歴史遺産の保存・継承に向け、必要性・緊急性を踏まえ、修理等への効果的な助成を行う。</p> <p>○石見地域で進めている石見銀山遺跡や石見焼、石見の中世領主の研究を進め、その成果を講座の開催等を通じて情報発信していく。</p> <p>○石見銀山遺跡を適切に管理し、その価値をより広く認知してもらうため、調査研究の成果をわかりやすく、国内外へ情報発信を行う。</p> <p>○本県の特色ある歴史・文化の研究を継続し、効果的な情報発信を行う。</p> <p>○H32年に東京において奈良県と共同開催する展覧会や、「古代歴史文化賞」、14県連携の「古代歴史文化に関する共同研究」などを通じた国内外への情報発信や、「出雲国風土記」、「松江城国宝化」の情報発信などにより、島根の歴史文化の積極的な活用を行う。</p> <p>○古代出雲歴史博物館等では、よりわかりやすい展示・紹介に努め、国内外への積極的な誘客活動や幅広い情報発信を行う。</p>	島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	%	74.3	65.3	75	教育長
施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進	○県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。	B	<p>○環境問題に対する県民の高い関心がある中で、省エネや3Rの普及啓発等により環境にやさしい行動の広がりが見られるが、更なる普及啓発の必要がある。</p> <p>○穴道湖・中海の水質は、流入する汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず、環境基準は未達成。引き続き穴道湖・中海に係る湖沼水質保全計画（第6期 H26年度策定）に定める施策の推進に努める。</p> <p>○廃棄物の不法投棄防止対策が奏功し、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していない。</p> <p>○環境負荷軽減に新たに取り組もうとする農業者の増加に伴い新規エコファーマーの累計やエコロジー農産物推奨面積や環境を守る農業宣言件数も順調に伸びており、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた一定の貢献がなされている。</p>	<p>○環境意識の高まりを踏まえ、地球温暖化対策の見える化やリサイクルの推進など、県民や事業者の具体的な行動を促すための事業を、市町村や関係機関との連携を図り強化する。また、県民、事業者、行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指すことを、広く啓発していく。</p> <p>○産業廃棄物減量税（H27～31年度）を活用し、関係事業者等による産業廃棄物の再資源化及び販路開拓への支援に取り組む。</p> <p>○湖沼の汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全対策を引き続き検討していく。</p> <p>○県バイオマス活用推進計画（H24策定）による取り組みを進めるため、市町村等へ支援策等の情報提供を行い、地域の活動等を支援し、バイオマス活用推進計画の策定などによる、市町村の施策形成や、事業者の取組みを促進していく。</p> <p>○みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業、環境保全型農業直接支援対策など他事業との連携により、エコファーマーの新規認定、組織化を積極的に呼びかける。</p> <p>○補助事業を活用しエコロジー農産物の新たな産地づくり（例：米の新品種「つや姫」）や販売場所の設置（例：販売店でのコーナー化）をさらに進める。また、県内消費者向けに効果的な情報発信を行い、エコロジー農産物の認知度をさらに高める。</p>	<p>県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量</p> <p>公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率</p> <p>一般廃棄物の年間排出量</p> <p>環境学習に取り組んでいる学校の割合</p> <p>エコファーマー認定数（累計）</p>	GJ	20.47以下	※国による異別データ公表が遅れており、実績値が算定できない	20.19以下	環境生活部長
					%	85	82.4	85		
					千t	231以下	247	229以下		
					%	83	77	86		
					人	2,250	2,136	2,400		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	○県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その利活用に取り組みます。	B	○東日本大震災以降、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、固定価格買取制度の開始により、太陽光発電を中心に行政、民間の事業者などの取組みが活発化している。	【県基本計画に基づく取組】 ○島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例に基づき、県は基本計画を今年度策定することとしており、再生可能エネルギーの種別ごとに導入目標を設定し、取組みを促進していく。	太陽光による年間発電量	千kWh	26,702	146,686	176,496 (28,756)	地域振興部長
			○バイオマス発電は、H26年度に新規稼働した施設はないが、H27年度当初に県内2ヶ所で発電が開始された。また、製材所の木材乾燥用ボイラーや温泉施設での給湯用ボイラーの導入など熱利用は進んでいる。	【発電分野】 ○県としては、国の施策の動向を踏まえながら、県と市町村とで連携した島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、導入推進のための効果的な施策の検討を行っていく。 ○また、県内各層の再生可能エネルギーの理解の促進を図るため、効果的な広報等を実施し施策の着実な推進を図る。	バイオマスによる年間発電量	千kWh	33,174	30,191	34,616	
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	○対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。	B	○直接・間接広聴事業の実施による県民の意見を幅広く聴取している。広報では、地域バランスへの配慮、各年齢層にあった媒体での情報発信、適時・適切な情報提供に努めている。	○引き続き各種広聴事業の周知を図るとともに、県政世論調査などの回答率向上に努める。広報事業では、地域的なバランスへの配慮、若年層がよく利用するメディアを使った情報提供の充実、ハブリシティを積極的に活用することにより、県民にとって身近な情報（施策）をわかりやすく、タイムリーに提供していく。	県の広報に対する満足度	%	59	52.4	60	政策企画局長
			○ホームページなどで行政資料の提供を積極的に進めることにより、県政への積極的な参加を促すことは可能である。	○県民のニーズの高い情報の各機関のホームページへの掲載、県政情報コーナーへの配架資料の提供、歴史的公文書の選別を適切に行うため、各職員を意識向上を図る。 ○地域課題解決に向けた施策立案のためには、地域の実情を今まで以上に的確に把握し、しまね暮らし推進課、隠岐支庁県民局、西部県民センターが他部局や市町村との意見交換、情報共有を定期的に行い、地域の課題やニーズを様々な角度から洗い出し、共有し、優良モデル事業等の新たな施策を創出していく。特に過疎地域市町村の取組みの財源的な支援のため、過疎債（ソフト事業分）枠の確保・拡充を要請していく。	県と協働した年間団体数	団体	2,360 (1,399)	2,456	2,580 (1,424)	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	○住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。	A	(市町村行財政) ○地方財政措置の充実につき国に要望、交付税・地方債制度の周知理解の推進等を通じ、財政指標は改善の傾向にある。 (特定地域振興法関連) ○特定地域振興法の施策の活用により、市町村でのコミュニティ維持のための取組みが進み、地域運営コミュニティの再生に取り組み住民自治組織の数も年々増加している。 (石見地域振興) ○各市町において、地域資源を再認識し活用していく機運が高まっており、広域的な課題への対応のため連携の動きも出てきた。	(市町村行財政) ○各種課題に対し、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ市長会や町村会などとも連携して、情報提供・相談・助言を随時行う。 (特定地域振興法関連) ○特定地域振興法の制度の拡充、財源措置の強化について国に働きかけていく。 ○特定地域の振興に向けた国の制度等の活用について、情報収集を行うとともに、市町村への情報提供や相談対応により効果的な事業実施ができるよう支援していく。 (石見地域振興) ○石見地域全体としての情報発信の手段や情報発信先の選定などの検討を支援する。	対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないように国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。	地方交付税をはじめとする財政措置の充実を国に提言・要望するとともに、説明会や意見交換等により市町村への支援・助言を行った。	地域振興部長			
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	○中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。 ○行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることにより、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。	B	○「今後の財政健全化の取組方針（H26年3月）」に沿った取組みを今後も継続するとともに、経済情勢、国の予算、地方財政政策等の動向に留意し、適宜柔軟に取組みを見直すことで目標達成は可能。	○「今後の財政健全化の取組方針（H26年3月）」に沿って改善を図ると共に、歳入の約6割を国等に依存することから、今後も動向を注視し、地方交付税の総額確保などの財源の確保、歳出規模の見直しを情勢に応じて柔軟に対応する。 ○課税自主権を活用するなど引き続き税収の確保に努める。	毎年度発生する収支不足額（収支改善後）	億円程度	20程度	20	15程度	総務部長
施策4 迅速に活動できる組織の運営	○時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。	A	○組織体制について、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう柔軟な見直しを実施した。また職員一人ひとりの能力開発と一層の資質向上を図った。	○引き続き、必要な行政需要に対して機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な組織体制の構築を図る。 ○自治研修所研修について、社会情勢の把握やアンケート調査などを通じ、更なる効率的・効果的な研修の企画・実施を図る。 ○求められる人材、職員像、育成方法等について、現状分析、議論を行い、効果的な取組みを着実かつ継続的に実施する。 ○人材育成の重要なツールである人事評価制度について、地方公務員法の改正の趣旨にそった見直しのほか、今後の人材育成に向けて人事評価制度をどう活用していくのか検討する。	組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜、柔軟に見直します。 職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。	○喫緊の行政課題に対応するため、農畜産振興課、食料安全推進課の農産園芸課と畜産課への改組や子ども子育て支援室や建築物安全推進室の設置などの所要の組織改正を行い、時代の変化に迅速に対応できる組織の構築に取り組んだ。 ○各職場の所属長、人材育成推進員を核とした職場研修を中心に、職員一人ひとりの資質向上、風通しのよい職場環境づくりや、NPO法人等との相互理解への取組みを行った。	総務部長			
施策5 政策推進システムの充実	○鳥根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、施策の成果の検証と評価を実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組を徹底し、その状況を広く公表します。	B	○行政評価について、成果志向を理解している職員が増えてきているものの、実践まで至っていない職員が1割程度いることから、施策の成果及び検証結果が施策改善に結びついていない側面もある。 ○提案要望について、国等への提案要望は長期的な視点で行っている事項があり、直ちに全てが措置されているわけではないが、問題解決に大きく貢献している。 ○県民・市町村民経済計算、産業連関表、鉱工業生産指数などを作成し、統計報告書やしまね情報データベースにより、各種統計情報を幅広く提供している。	○行政評価については、引き続き、成果志向理解度、実践度を高めるための研修充実、集約・チェック機能を持つ簡易なシステムを導入し、事務事業評価シートと施策評価シートの整合性を確保する。 ○提案・要望の実施にあたっては、関係部局、関係各県との連携を一層深め、日々の的確な情勢把握に努めていく。また、国に対し鳥根県の実情を詳細かつ丁寧に伝えていく。 ○各種統計調査において、国をはじめ、関係機関に対して代替可能な資料等に係る情報の収集や国及び他の都道府県と情報交換を行いながら、新たな推計方法の考察に努める。 ○利用者の立場に立った利用しやすい統計情報の環境設定とデータの整理を検討する。	鳥根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に向けた目的の整理、現状分析、成果の把握、課題整理が「できた」「どちらかというときできた」割合81.8%→92.1%という状況である。	政策企画局長				